

EU統合：人類史上例をみない取り組み、 その意義と展望

（EU の挑戦：BREXIT後のEU統合と加盟国拡大、移民・難民
問題、ロシアのウクライナ侵略戦争、トランプ2.0）

2026年9月14日
元EU日本政府代表部大使
（公財）フォーリン・プレスセンター理事長
兒玉和夫

目次

1. はじめに-----	5
2. 小職の英国及び大陸欧州との関係-----	8
3. 地政学的国際紛争の典型例：独・仏という宿命の隣国関係-----	11
(1) アルザス＝ロレーヌ地方領有問題の発端-----	11
(2) 独仏3度の戦争の度に替わるアルザス＝ロレーヌ地方領有権-----	13
4. 戦後欧州の安全保障問題の本質とは？-----	17
(1) ソ連共産主義の脅威への対処-----	17
(2) 独の軍国主義復活の脅威への対処-----	18
5. 欧州統合の開始と深化：「超国家的実在」への挑戦-----	20
(1) 対外的な安全保障はNATO、欧州自身の安全はEU統合で達成-----	20
(2) 「石炭鉄鋼共同体」の創設(統合プロセス第一段階)-----	21
(3) 欧州統合に向けた「ローマ条約」締結(統合プロセス第二段階)-----	24
(4) EECによる関税同盟の完成と1970年代～80年代前半の危機(統合プロセス第三段階)-----	25
(5) 単一欧州議定書締結とシェンゲン協定締結(統合プロセスの第四段階)-----	26
(6) 欧州連合(European Union)の創設(統合プロセスの第五段階)-----	27

(7) リボン条約締結(欧州連合の更なる統合深化)	31
(8) 加盟国の拡大	33
6. 欧州連合(EU)の本質とは何か?	36
(1) ヤーヌ的実在としてのEU	36
(2) 「超国家的実体」(supranational entity)としてのEU	36
(3) 「主権国家の合議体」としてのEU	38
(4) 統治機構としてのEU主要機関の権限	39
(5) 「運命」及び「利益」の共同体としてのEU	43
(6) 「価値共同体」としてのEU	44
(7) EUの意思決定の4類型	47
7. EU統合の深化と英国のEU離脱	48
(1) 英国は、何故EUを離脱したのか?	48
(2) EU側から見た、英国のEU離脱の意味	50
(3) 英・EU間「離脱協定」及び「将来関係協定」合意のポイント	51
(4) 英国のEU離脱のEU統合プロセスへの影響	52
(5) EUが加盟国市民から高い支持を得ている理由	53

8. 日EU関係の飛躍的發展-----	55
(1) 首脳間の強い信頼関係-----	55
(2) 日EU関係の飛躍的發展を裏付ける 5 つの成果-----	55
9. 展望（ EUはどこへ向かうのか？）-----	59
(1) SWOT分析から読むEUの現在と将来-----	59
(2) 経済通貨同盟の現状-----	60
(3) 経済通貨同盟の先にある財政同盟(道半ばではあるが、財政統合の深化は続く)-----	62
(4) エネルギー市場同盟: 5 つの次元に立脚した統合戦略-----	63
(5) デジタル単一市場の創設（極めて重要な分野）-----	64
(6) 移民・難民庇護に関する新たなEUレベルの取り組み-----	65
(7) 域外国との関係における共通安全保障・外交政策の深化-----	68
(8) EUと国連との関係-----	73
(9) 統治機構改革と意思決定手続きの改革(統合深化に不可欠)-----	74
10. おわりに-----	75
【追補 1：トランプ大統領のMAGA運動について】-----	76
【追補 2：トランプ政権の本質をどう理解すべきか？】-----	77

1. はじめに

【政治の本質】「政治」とは、人間と人間の関係の調整であり、その関係は、「支配する・支配される」関係か、「共存する関係」のいずれかに帰着する。それを、端的に表現したのが、トマス・ホブズの「人間の自然状態とは、万人の万人に対する闘争」定式であり、政治の本質をとらえた定義。

【歴史の展開】歴史を人間の「政治史」という観点からとらえるなら、人間は、集団（共同体）を形成し、周辺地域を征服し、勢力圏の拡大（共同体の自己保存と繁栄）を目指す。そのプロセスは、「戦争と平和」の繰り返しという「日常」によって規定される。同時に、王侯・貴族であれ、庶民であれ、繰り返し替えられる「争い」の中で、人間は、心・精神の安定・救済を求めざるを得ない。

【中世ヨーロッパ世界の政治】「現世の時空」（temporal world）を支配する「封建領主」（絶対君ではない）と、「天上精神世界」（ecclesiastical world）を統治する「キリスト教会」の二元支配。

【国際政治史の開始】国際政治は、17世紀中葉のウエストファリア体制の成立をもって開始、同時に、政治体制は、絶対的な主権を行使しうる「主権国家」（絶対王政）の誕生を嚆矢としている。国際政治が成立したのは、主権国家が、精神世界を支配する「ローマ教皇」の権威から「政治的自立」を開始した時期に始まるということ。

【ウエストファリア体制から第一次世界大戦まで】

●国際政治の成立とは、政治的自立を獲得した主権国家群（特定の共通の利益と共通の価値を共有）が、互いの関係において共通の規則（国際約束及び自然法）によって拘束されると考え、共通の制度の運用（ウエストファリア体制）を開始したことで成立したということ。

●しかし、同時に、「共通の制度」の中にあっては、主権国家間に発生した紛争・対立の解決手段として、「戦争」は肯定されていた。

【普遍的価値の秩序原理への採用】

●国際政治史上、「普遍的価値」が秩序原理として採用されたのは、米独立宣言(1776年)と仏大革命(1789年)

→自由かつ平等な個人という理念（リベラリズム）の誕生は、人民主権のもとでの代表制を理論的に根拠づけた社会契約論に基づく政治制度（秩序原理）として、立憲民主主義を誕生させた（名誉革命後の英国、米合衆国）

→しかし、リベラリズムを体現した国際秩序の誕生は、第二次大戦の終了を待たねばならなかった。

【ヴェルサイユ体制：帝国主義の規制・戦争違法化の試み→いずれにも失敗】

●第一次世界大戦の悲惨さに直面し、「戦争」の違法化を目指し、少なくとも、主権国家による戦争を集団安全保障体制で防止せんとする人類初めての試みが、米ウィルソン大統領が主導した「国際連盟」。

●1928年のケロッグ＝ブリアン条約（不戦条約）は、戦争（武力行使）を国策推敲の手段とすることを禁止することを約束したが、結局、「帝国主義」を清算することなく第二次世界大戦に突入した。

【国際連合の創設】

20世紀の2度の世界大戦という膨大な犠牲を経て、始めて、人類は、「戦争の違法化」（注）（平和価値の追求）、非植民地主義（帝国主義の終焉）、人権価値の普遍化を掲げた国連が創設(1945年)

（注）国連憲章第2条4項：すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

【国連が掲げた理念と現実の乖離】

●しかし、米ソ冷戦、及び、冷戦終結後の現実世界は、「戦争の違法化」という理想を現実のものにできていない。冷静に戦後世界の歴史の現実を眺めるなら、戦後の「相対的平和」をもたらしたのは、「自由主義世界」対「共産主義世界」の間の集団安全保障体制(米ソ冷戦下でのNATO対ワルシャワ条約機構間の核抑止戦略を含む戦争抑止体制)

●その理由は、大別して二つ

(1) 一つは、自由と平等理念を基礎とする自由・民主主義（リベラリズム）を秩序原理として実践する「主権国家」が普遍的になっていない現実ゆえのこと。対抗理念として、「権威主義」（共産党独裁主義、首長制）は、「自由」より「権威」への服従を優先する「主権国家」が複数存在しており、この「価値」を巡る争いは、21世紀の今も続いている。

●もう一つは、国際社会の構造的本質、即ち、「**国家の上位に、国家を支配・規制する絶対的な権力機関が存在しない**」という構造自体は、17世紀中葉から現在まで1ミリも変わっていない。Oxford大教授のヘドレー・ブル（Hedley Bull）は、1977年出版の『アナーキカル・ソサイエティ（*The Anarchical Society* / 邦題：国際社会論）』でまさにその構造を最も端的に、そして深く指摘。更にBullは、『**国際社会はanarchicalではあっても、無法者が闊歩するジャングルではなく、国家自身が「ルールを守った方がお互いのためになる」と認識し、inter-governmentalな合意（国際条約）の網の目を形成することで、双方の合意に基づく国際秩序（主権国家体制）を維持しようとする社会である**』と指摘。

小職は、Bull の指摘が、現在の国際秩序の揺らぎを理解する補助線として最も有益と考える。

【欧州統合の実験】

第二次大戦後、西側先進国(特に西ヨーロッパ諸国)の間では、「**武力行使のあり得ない秩序の定着**」、**即ち、「欧州統合」という人類史上例のない取り組みが開始される。**それが、本日の講義の主題である。

2. 小職の英国及び大陸欧州との関係

(1) 1976年～2020年までの44年半に及ぶ外交官人生において、欧州に4度、合計12年半在勤

(2) 1977年夏-79年夏：英国(Oxford大学) 留学⇒2つのエピソード

① “Fog in the Channel, Isolated the Continent !”

● 1977年夏のCambridge Univ.における原体験

⇒主権国家としての英の「national pride」は、大陸欧州諸国とは違う頑固さあり

② “Japan is an Economic Giant but a Political Dwarf !”

(1970年代後半のOxford Univ. の試験問題⇒欧米世界は、冷徹に「吉田ドクトリン」を見抜いていた。

- ・ 一方、我々日本人が心底考えなければならないことは、「武」なし、「文」のみをもって、「世界中で生起して止まない武力紛争に、日本は如何にして立ち向かうのか、日本にできる、なすべき貢献とは何かを考え抜き、答えを見出すことだった。
- ・ 1991年の湾岸戦争を経て、PKO活動への自衛隊の参加、2015年には、平和安全法制の制定及び集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更が実現。「一国平和主義」⇒「積極的平和主義」へのTransformation

(3) 1988年夏~91年末：在英日本大使館勤務時代の忘れ得ぬエピソード

① 1988年9月20日サッチャー首相のブルージュ演説

- EU が加盟国の主権を束ねて連邦主義的な「欧州合衆国」を追求することへの明確な反対の表明。
英国は、あくまでも「主権国家間の政府間協力モデル」を提唱。

➡ Intergovernmentalism vs. Supranationalism

- あと知恵的に言えば、**ブルージュ演説は、BREXITの直接的な前兆**であった。

(4) 2013年夏から~16年夏：OECD代表部大使

① 2014年5月の閣僚理事会の議長国を担った（日本のOECD 加盟50周年の年に、1978年以来2度目となる議長国）

- 改革リストのトップのアジェンダは、世界の経済パートナーとのEPA交渉を加速化すること
- 日本が、EUをはじめ、多角的なEPA交渉を進めるのは単に関税を撤廃するためではない、新たな経済秩序を構築したいとの思いからであり、**日本とEUのEPAこそ、一日も早く成立させるべきだと考える**
(安倍総理の基調演説抜粋)

② 議長国大使として、開催準備プロセスをリードする際中に、ロシアによるクリミア侵略/併合が起きる

➡ OECDは、2014年3月ロシアのOECD加盟プロセスを凍結

(2011年OECDヴィジョン宣言主文4：OECD加盟国は、引き続き、法の支配及び人権に基づく民主主義の諸価値や、開かれた、透明性のある市場経済原則の遵守を約束した国々からなる共同体を構成する➡ロシアにその資格なし)

(5) 2016年夏~20年夏：欧州連合(EU)代表部大使としてブリュッセルに在勤

● 在EU代大使としての最重要の任務は二点

① 日EU経済連携協定交渉及び日EU戦略的パートナーシップ協定交渉妥結支援

→2013年に開始した交渉は、18年7月署名、19年2月1日発効

② 英国のEU離脱交渉を最前線でフォローし、日本の国益を確保する

→2017年3月交渉開始、20年2月1日離脱、同年12月「将来関係交渉」妥結

● 上記2つの任務遂行を通じて、主権国家ではない「政治経済統合体」としてのEUを、より深く、正しく理解。特に、英国のEU離脱は、「加盟国政府間協議体」(intergovernmentalism)であると同時に「主権国家的実在」(spranationalism)というEUのヤーヌス的本質を見極める貴重な機会となった。

● EUは常に進化を続けているだけに、EU統合の実相をはるか極東の地から正確に理解するのは至難の業。

● EUの原点は「経済」ではない、この点を正しく理解しない限り、欧州理解は皮相的なものに留まってしまう。そこで私は、欧州を中心に得た40年余の外交実務経験と外交、国際政治の理論を突き合わせる作業を行ってきた。以下、EU理解の一助につながればと幸い。

3.地政学的国際紛争の典型例：独・仏という宿命の隣国関係

(1)アルザス・ロレーヌ地方領有問題の発端

● ウェストファリア体制下の独（神聖ローマ帝国）・仏関係

・ アルザス地方は長年神聖ローマ帝国傘下のロートリンゲン公国などの支配下にあった。しかし、30年戦争の結果締結された1648年のウェストファリア条約で、フランス国王は、ライン左岸（西岸）のアルザス南部(アルザス地方の一部)を獲得し、ラインへの橋頭堡を手に入れる。

・ これは、「自然国境」説（注）を唱えるルイ14世に引き継がれ、仏はライン左岸全体の領有を主張するようになり、北東部への侵略戦争を続け、ファルツ戦争の講和条約である1697年のライプツィヒ条約によって仏は要衝ストラスブルグおよびアルザス北部を獲得し、以降アルザス地域はドイツ語圏であるにもかかわらず、基本的にはフランス領として推移。

（注）一般的には国境を自然地理的境界に求める考えをいうが、歴史的には、仏国土の境界はピレネー山脈・アルプス山脈・ライン川・大西洋であると主張する思想。

・ ロレーヌ地方は神聖ローマ帝国の領邦の一つロレーヌ公国として、オーストリア・ハプスブルグ帝国の一部であったが、ポーランド継承戦争(1733-35:仏とポーランド間の戦争)時、仏軍が占領。1766年ロレーヌ公が亡くなり、取決めににより仏領となる。

【アルザス・ロレーヌ地方】

面積：13,123平方キロ



<https://www.britannica.com/place/Alsace-Lorraine>

【ライン河】



ライン左岸

<https://www.primaryhomeworkhelp.co.uk/rivers/rhine.htm>

(2) 独仏3度の戦争の度に替わるアルザス＝ロレーヌ地方領有権

- 1648年 ウェストファリア条約で、ライン河左岸のアルザス領南部は神聖ローマ帝国領からフランス領に
- 1870年 普仏戦争の結果、アルザス＝ロレーヌ地方→独領として併合
 - ・この時点で、アルザス・ロレーヌ地方は、貴重な鉄鉱石鉱床、製鉄・製鋼工場、その他の産業の集積地。独への喪失は、対独復讐心を掻き立てると共に、仏産業にとって大きな打撃。
- 1919年 第一次世界大戦の結果→仏領に
- 1940年 第二次世界大戦開戦直後の独の仏占領→独領に
- 1944年 第二次世界大戦の結果→仏領となり現在に至る
 - ・言語的には、アルザス語と呼ばれるドイツ方言がこの地方の共通語であり、学校ではフランス語とドイツ語の両方が教えられている。
 - ・なお、戦後の独仏和解、欧州統合の象徴として、1979年、欧州連合(EU)の立法機関である「欧州議会本部」が、アルザス地方の中心都市ストラスブールに設置される。

【 第一次世界大戦への影響 】

- 1871年のプロイセン・フランス戦争（普仏戦争）の終結から1914年の第一次世界大戦勃発まで、。ドイツ帝国領エルザス＝ロートリンゲン（仏：アルザス＝ロレーヌ）とその周辺地域は、ヨーロッパ最大の鉄鉱石と石炭の巨大産業地帯、ロートリンゲンの鉄鉱石（ミネット鉱）と、近隣のザールやルクセンブルク、フランス側の石炭・鉄鋼業が結びつくことで、国境をまたいだ一大重工業ゾーンを形成

この資源分布は、第一次世界大戦に向けた両国の戦略に決定的な影響を与えた。

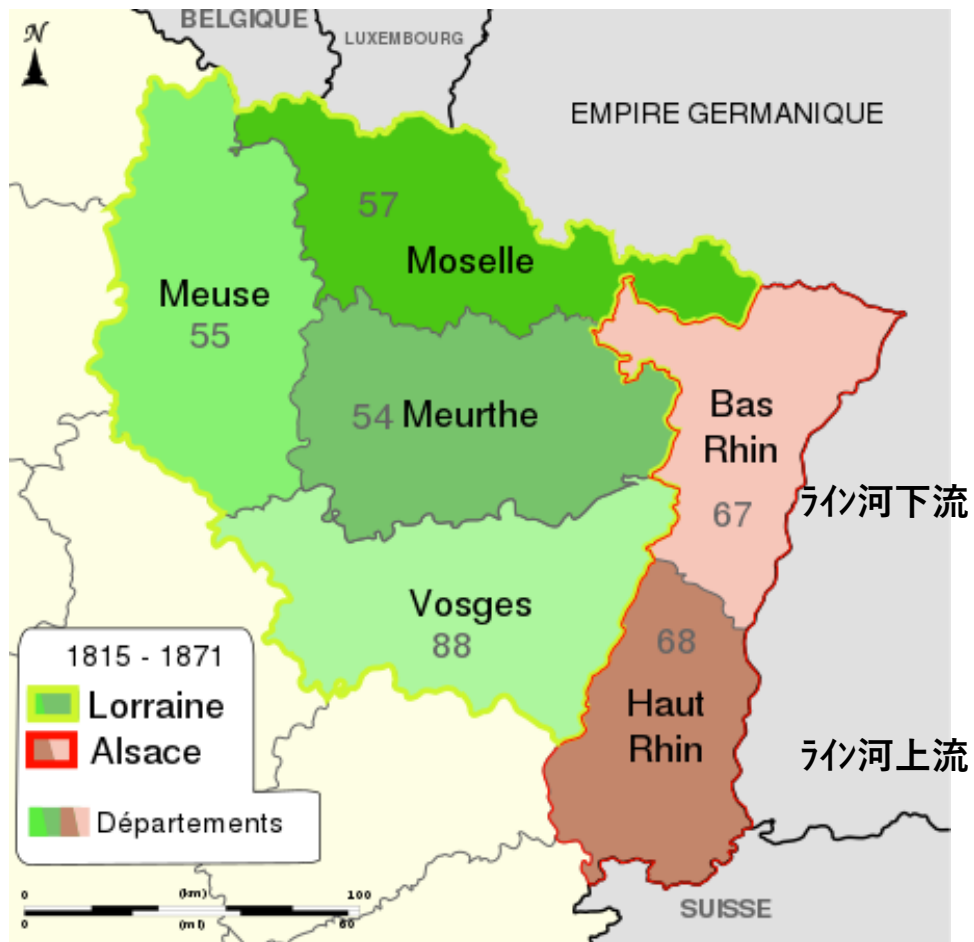
- ・ **ドイツの危機感と「ブリエ併合論」**

ドイツはロートリンゲンを得たことで、1900年頃にはイギリスを抜きヨーロッパ最大の鉄鋼生産国へ成長。しかし、鉄鉱石の消費スピードが早すぎたため、「このままでは数十年でロートリンゲンの鉱石が枯渇する」という危機感を抱き、そのためドイツの重工業界は、第一次世界大戦が始まると、フランス側に残されたブリエやロンウィの鉄鉱山・製鉄所の永久併合を強く政府に要求（シュリーフェン・プランによるフランス侵攻の初期段階で、ドイツは真っ先にこのブリエ鉄鉱地帯を占領）。

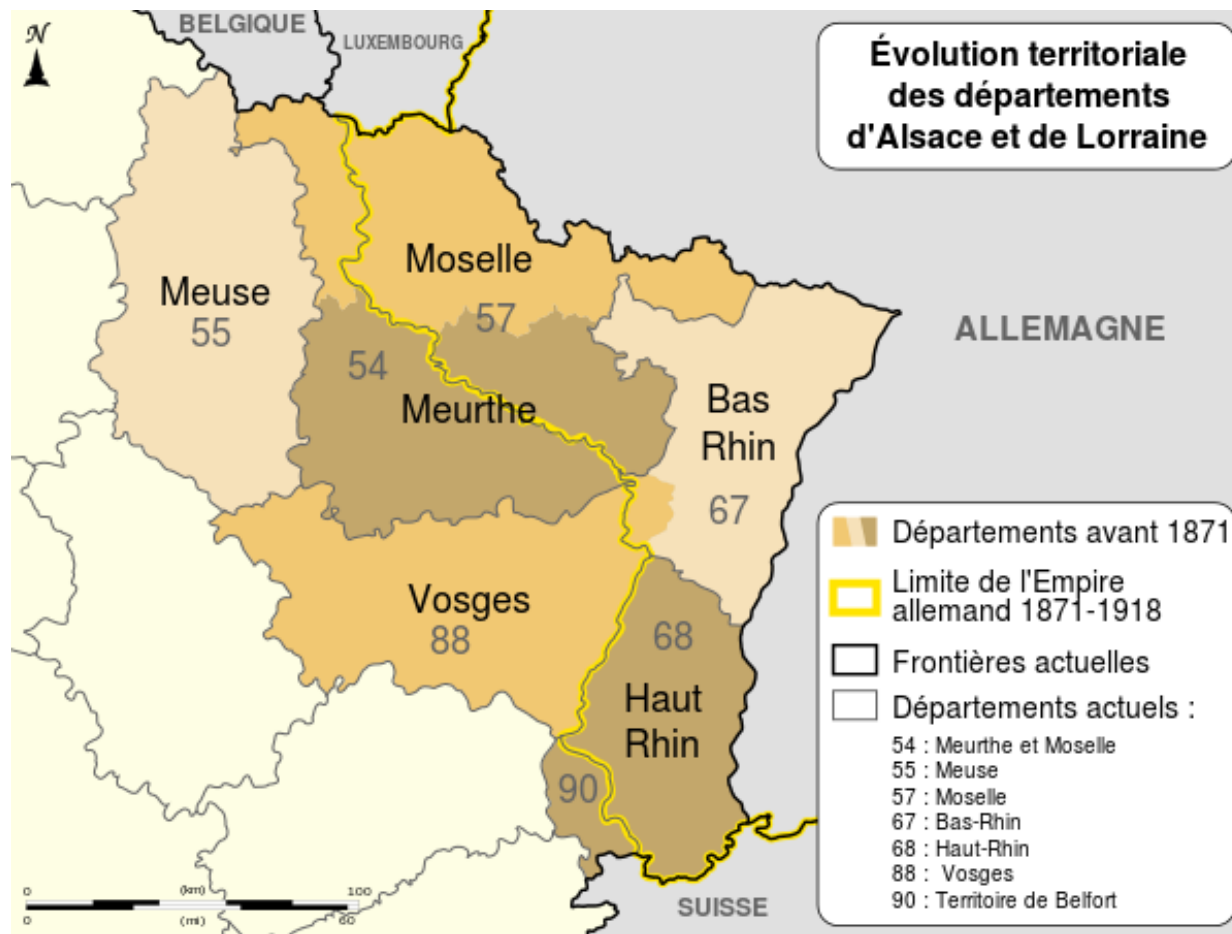
- ・ **フランスの「失地回復（レヴァンシュ）」の経済的動機**

フランスにとって、エルザス＝ロートリンゲンの喪失は国民的屈辱（精神的シンボル）であったと同時に、国内重工業の発展を著しく制限される経済的痛手でもありました。大戦に勝利してこの地を奪還することは、ドイツの軍事的基盤（重工業）を削ぎ落とし、自国がヨーロッパの新たな鉄鋼大国へと躍進するための絶対条件でした。

仏領アルザス・ロレーヌ (1815-1871)



独領アルザス・ロレーヌ(1871-1918)



https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/6/6c/Alsace_Lorraine_1.svg

https://ja.m.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%A4%E3%83%AB:Alsace_Lorraine_departments_evolution_map-fr.svg

独領アルザス・ローヌ(1940-1944)



現在の仏領土地図(1944～現在)



4. 戦後欧州の安全保障問題の本質とは？

(1) ソ連共産主義の脅威への対処

- 東欧諸国をソ連勢力圏に組み入れたソ連共産主義との冷戦への対処

→ 「力」対「力」の対立であると同時に「自由・民主主義」対「共産主義イデオロギー」という「価値」を巡る戦い

- 1946年3月5日、チャーチル英首相は、米ミズーリ州フルトンで「鉄のカーテン」演説

・バルト海のシュテットインからアドリア海のトリエステまでヨーロッパ大陸を横切る鉄のカーテンが降ろされた。中部ヨーロッパ及び東ヨーロッパの歴史ある首都は、全てその向こうにある。

- 1948年3月17日、英、仏、白、蘭、ルクセンブルクなど西欧5カ国は、ブリュッセル条約(西欧同盟条約)を締結し、西欧同盟を結成（この時点で西独は加盟を認められていない）

(理由) 1948年2月に共産党によるチェコスロバキアのクーデター成功に衝撃を受けた英チャーチル首相が主導し共産圏の武力侵攻に対抗する目的と同時に、ドイツ軍国主義の復活を阻止する目的もあって結成されたもの。脅威認識の対象は、一義的には、ソ連・東欧共産圏であったが、独に対する警戒感は依然解けてはいなかった。

(注1) 1949年5月23日、米・英・仏3カ国の占領地域が統合され「西ドイツ基本法（ボン基本法）」が公布されたことで、西独として「制限された独立」を回復。

(注2) 1948年1～3月は、「非軍事化・民主化」から「日本の経済復興・反共の防波堤化」へと方針を大転換（いわゆる「逆コース」の始まり）の時期にあたる。米 국무省の政策企画部長ジョージ・ケナンが来日、3月5日、連合国軍最高司令官マッカーサーと会談。帰国後、「経済復興を最優先し、過激な民主化改革やパージ（公職追放）を緩和・終結させるべき」との報告書を国務長官に提出（NSC）決定13/2の基となる文書）。

●1949年4月4日、NATO（北大西洋条約機構）創設（注1）

- ・西独がNATO加盟を認められたのは1955年5月6日。
米、英、仏、西独が締結したパリ協定（注2）に基づき1955年5月5日西独が再軍備を認められ、翌日加盟。
- ・ソ連は強く反発、1955年5月14日、NATOに対抗するワルシャワ条約機構を創設

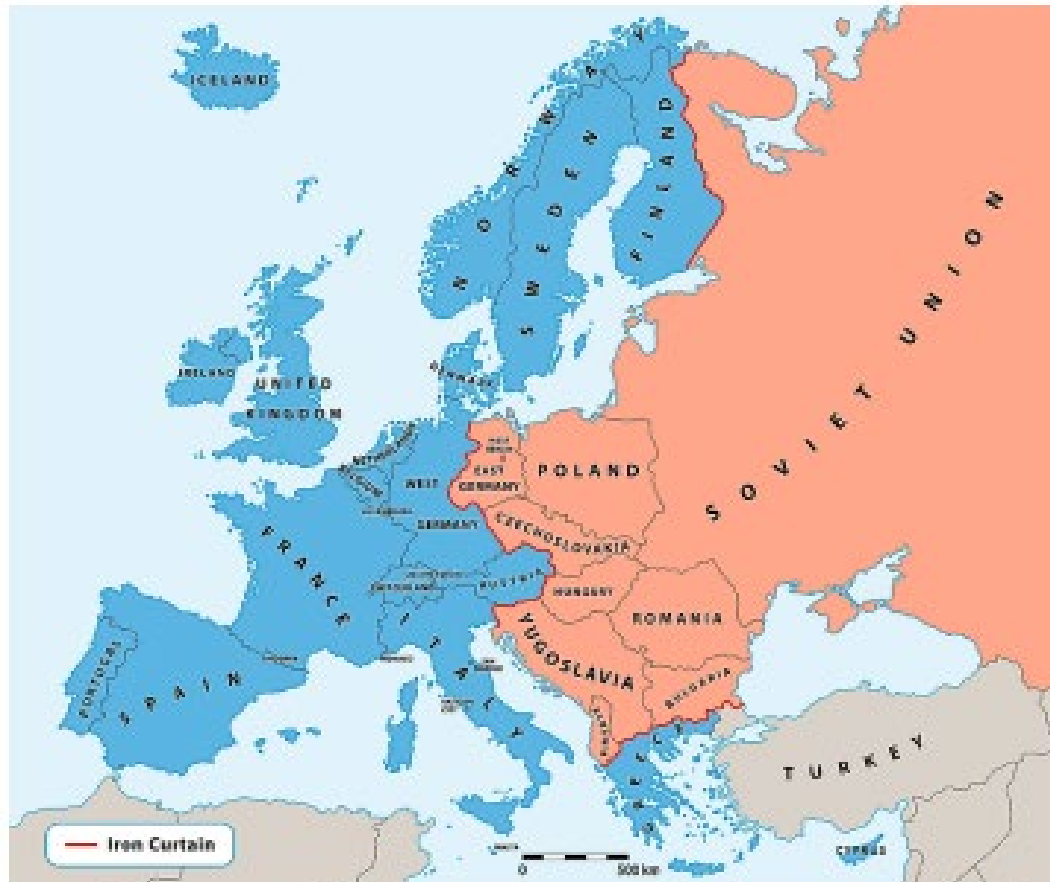
（注1）ヴァンデンバーグ決議：1949年6月11日、米上院外交委員長ヴァンデンバーグ（共和党）が主導して上院で可決したもの。北大西洋条約を締結し、NATOに加盟する前提として、**米が孤立主義を捨てて集団防衛条約に参加すること、その際に締約国には米国が攻撃された場合に集団的自衛権を行使する決意を表明することを条件**としてあげた。以後、米の相互防衛条約一般の基準とされる。

（注2）「パリ協定」は1954年10月署名され、米、英、仏三国が西独の主権回復に同意し、西独の再軍備、NATO加盟を承認した条約。

（2）独の軍国主義復活の脅威への対処

- ➡ 2度と欧州の安全保障の脅威にならないシステムを構築すること
- ➡ 独仏和解を前提とした、欧州統合プロセスの開始

1946年の欧州（軍事同盟不在）



<https://www.worldatlas.com/geography/iron-curtain.html>

1990年の欧州(NATO・ワルシャ条約機構併存)



15

5. 欧州統合の開始と深化：「超国家的実在」への挑戦

(1) 対外的な安全保障はNATOが、欧州域内の安全はEU統合で達成

● 欧州の安全保障は、大西洋同盟（NATO）に決定的に依存するということの認識が、戦後一貫して共有される。

● そして、EUは、域外の安全保障は、基本的に、NATOに依存することとし、域内の統合（独仏和解を前提）及び対外一体性の強化を追求することになる。

● 以上の安保認識を前提として、西ヨーロッパ諸国は、欧州自身が自ら自立的に取り組む課題として、「武力行使のあり得ない欧州域内秩序の定着」即ち、「欧州統合」という人類史上例のない取り組みを開始する。

(2) 「石炭鉄鋼共同体」の創設（統合プロセスの第一段階）

●1950年5月9日(WII 終戦記念日5周年の翌日：5月9日は、欧州の平和と統一を祝う「欧州の日」) 仏シュマン外相、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の創設提唱

●1951年4月18日 ECSC設立条約パリ条約署名(1952年発効・発足)

- ・ 仏と独の石炭および鉄鋼の生産をすべて共通の最高機関の管理下に置き、6か国域内に石炭と鉄鋼の単一市場を創設することを提案(石炭と鉄鉱生産に限ってのことであるが、それを主権国家を超えた「権威」(High Authority)に管理させる、という意味で、「ECSCは、超国家的機関 (supranational institution)」であり、欧州統合の第一歩と評価される。
- ・ 域内関税・課税の撤廃、共通競争政策の実施

● 核心は、永続的な独仏和解を根付かせることにあり、ECSCはそのための仕組み
西独・仏に加え、白、伊、ルクセンブルク、蘭の4カ国、合計6か国が参加
英語で表現すれば、to prevent future wars by firmly anchoring a reviving West Germany into a democratic European framework

● 驚くべきことは、ECSCの創設の中に、その後の、欧州連合の構成要素は全て入っていること。

- High Authority → European Commission (supranational entity);
最初の予算は、加盟国の拠出金ではなく6か国域内の石炭・鉄鋼生産を対象とした税金からなる。
- The Assembly → European Parliament (国境を越えた議会制民主主義; supranational entity)
78人の議員 (全員6か国の議会の代表者)、権限は、supervisory(監督権限)
国別内訳; 18名 (西独、仏、伊)
10名(白及び蘭)
4名(ルクセンブルグ)
- Council of Ministers → Council of the European Union(Intergovernmental entity)
加盟国政府代表 (閣僚) 6名から構成される
ECSCの重要決定の承認権限
- Court of Justice → Court of Justice of the European Union(supranational jurisdiction)

【1952年9月11日のECSC共同議会におけるジャン・モネ委員長の演説抜粋】

Speech by Monsieur Jean Monnet PRESIDENT OF THE HIGH AUTHORITY at the opening session of the Common Assembly (Strasbourg, September 11th, 1952 (抜粋) (ECSCの共同議会の開会式におけるECSC初代委員長としてのスピーチからの抜粋)

● In these days when **the first supranational institutions of Europe are being established**, we are conscious of the beginning of the great European revolution of our time : the revolution which, on our Continent, aims at **substituting unity in freedom and in diversity for tragic national rivalries**, the revolution which tends to stop the decay of our civilization and to initiate a-new renaissance.

● **Our common supranational institutions are still weak and fragile** ; it is our duty to develop them, to make them strong and to protect them from our tendency to reach short-run compromises. For, since they have sprung into being, the Europe which we wish to leave to our children is no longer only an aspiration. It has become a reality.

● 1955年6月1-2日 ECSC 外相会議「メッシーナ宣言」採択

→ 欧州経済共同体(EEC) および欧州原子力共同体(EAEC = Euratom)創設決定

(注) Euratom(European Atomic Energy Community)とは、1957年ローマ条約で成立した西欧6カ国による原子力の共同管理のための国際組織。後にECに統合された。58年に発足。仏、西独、伊、ベネルクス3国(ベルギー・オランダ・ルクセンブルク)の6カ国による、原子力の共同開発と管理をめざす国際組織。当時核開発を進めていた米ソ二大国に対して、ヨーロッパの一国では困難な原子力の開発を、共同で行おうとするもので、情報交換、共同研究、共同企業への投資による原子力利用の平和推進を定めた。

(3) 欧州統合に向けた「ローマ条約」締結(統合プロセス第二段階)

●1957年3月25日EEC 設立条約(第1ローマ条約)及びEAEC 設立条約(第2ローマ条約)署名。

署名国はECSC加盟6カ国

- ・ EECとは、加盟6カ国が1958年に結成した地域的経済統合のための機関。
- ・ 域外共通関税の設定(関税自主権を加盟国がEECに委譲した、という意味で、「超主権国家」的統合プロセスの開始を画す)

(注) ECSCとして、鉄鋼と石炭の対外共通関税を導入済み。

・ **域内関税の撤廃 (モノの自由移動)・労働・サービス・資本の自由移動という「域内単一市場創設のビジョン」を設定⇒時間をかけた永続的なプロセスの開始**

・ ローマ条約前文：「・・・平和と自由を維持し、強化するためにその資源を結集するヨーロッパの他の諸国民にその努力への参加呼びかけを決意

●1965年4月8日 欧州3共同体(ECSC, EEC, EAEC)理事会及び執行機関を統合する条約 (ブリュッセル条約)署名(注)

(注) ブリュッセル条約は、1965年4月8日にブリュッセルで署名され1967年7月1日に発効した。ヨーロッパで発足していた3つの共同体(ECSC, EEC, EAEC)の組織体制を統合する条約。正式名称は、「欧州諸共同体の単一の理事会および委員会を設立する条約」

(4) EECによる関税同盟の完成と1970年代～80年代前半の危機(統合プロセス第三段階)

● 1968年7月1日 関税同盟(customs union: 対外共通関税創設) の完成

・ 1957年に発足したEECは、最初の目標である関税同盟の発足を1968年に達成。EEC関税同盟とはEEC加盟6カ国の領域を単一の関税地域として、域内の貿易につき関税その他一切の制限を廃止し(域内工業製品関税を全廃)、域外の関税領域に対しては同一の関税その他の貿易規制を適用することを目的とする同盟

・ 農業貿易に関しては、共通農業政策のもと農業共同市場の実現 (保護主義的：価格支持(最低価格の保障))

→ 欧州共同体加盟国域内には、もはや域内国境は存在せず、域内域外の「財」が自由に流通する巨大な「単一市場」が形成されたことを意味。

● 一方、1970年代～80年代前半：欧州動脈硬化症(Eurosclerosis)、欧州ペシミズム(Euro pessimism)の時代

・ 失業率：5.5%(79年)→8.1%(81年)→11%(86年)「非関税障壁」(注：例えば、EU各国の工業規格は、80年代半ばでも10万個以上)は残ったままで、大市場のスケールメリットが生まれず、特に1970年代における2度の石油危機によって、加盟国政府はますます内向きになり、欧州レベルでの協力推進に消極的であった。』 (出典：2017年10月5日EU MAG Vol. 63(2017年9・10月号))

(注) 他方、EEC加盟国は拡大：1973年アイルランド、イギリス、デンマークが加盟し、EECは正式に9カ国に拡大

(5) 単一欧州議定書締結とシェンゲン協定締結（統合プロセスの第四段階）

●ユーロ・ペシミズム脱却のためにも、欧州統合を加速化させるために、単一 欧州市場（人、物、サービス、資本の域内自由移動）の完成の目標期限を1992年末と明定する単一欧州議定書（Single European Act=SEA）交渉を1986年2月に妥結（87年7月1日発効）（注：ここでいう物とは、労働者のこと）

➡ローマ条約を大規模に改正し、統合水準の飛躍的高まりを目指す

（注）多くの分野で、特別多数決ルールを導入。

●単一議定書合意(86年)からマーストリヒト条約合意(92年)のプロセスにおいて、単一市場完成に最も貢献した国は、実は英国であった、というのは興味深い。別の言い方をすれば、EUが対外的に保護主義的な単一市場とならないように最大の貢献をしたのは、英国であった。（1988年9月20日、サッチャー英首相

ブルージュ演説：The aim of a Europe open to enterprise is the moving force behind the creation of the Single European Market in 1992. By getting rid of barriers, by making it possible for companies to operate on a European scale, we can best compete with the United States, Japan and other new economic powers emerging in Asia and elsewhere.）

●また、単一議定書合意に先立つ1985年6月、西独、仏、白、蘭、ルクセンブルクの5カ国が「**人の移動の自由**」の実現に向けて、**域内国境検査を段階的に撤廃することに合意**（「シェンゲン協定（The Schengen Agreement））、但し発効は、1995年3月26日。

●加盟国は、80年代に、12か国に拡大（ギリシャ(81年)、西・葡(86年)の加盟）

(6) 欧州連合(European Union)の創設(統合プロセスの第五段階)

●1992年2月欧州連合を創設するマーストリヒト条約に署名(93年11月発効)

- ・ 欧州連合の創設：「**経済通貨同盟**」の創設にコミットしたということ

- ① 「関税同盟」
- ② 「域内単一市場(モノ、ヒト、サービス、資本の自由移動)」
- ③ 「単一 / 共通通貨ユーロ」の創設

●「巨大単一市場」の誕生と域外国との関係では「巨大貿易圏」の誕生

- ・ 欧州共同体加盟国域内には、もはや域内国境は存在せず、EU加盟国間の取引に関税はゼロ、域外関税は共通関税を課すということ。

→EU域内に「財」が自由に流通する巨大な「単一市場」が形成されたことを意味。

- ・ 2021年のEUの貿易総額：13.1兆ドル(29.6%)

(注：EU域内貿易総額8.0兆ドル、18.1%を含む) 米国：4.6兆ドル(10.4%)、中国：6.0兆ドル(13.6%)、日本：1.5兆ドル(3.4%) (本データの出典：IMF, Direction of Trade Statistics, December 2, 2022)

●単一/共通通貨「ユーロ」の誕生(1999年1月導入)：EUがsupranational entityであることの証左

- ・ 金融政策(ユーロ発行権限、政策金利決定権限等)は欧州中央銀行の排他的権限
- ・ 加盟国は、自国通貨発行権限(主権国家の主権の一部)をECBに委譲(ユーロ圏参加加盟国は、2026年9月現在、独、仏、伊ほか21か国)

(注) 未導入のEU加盟国(6カ国)：デンマーク(適用除外を維持)、スウェーデン、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア

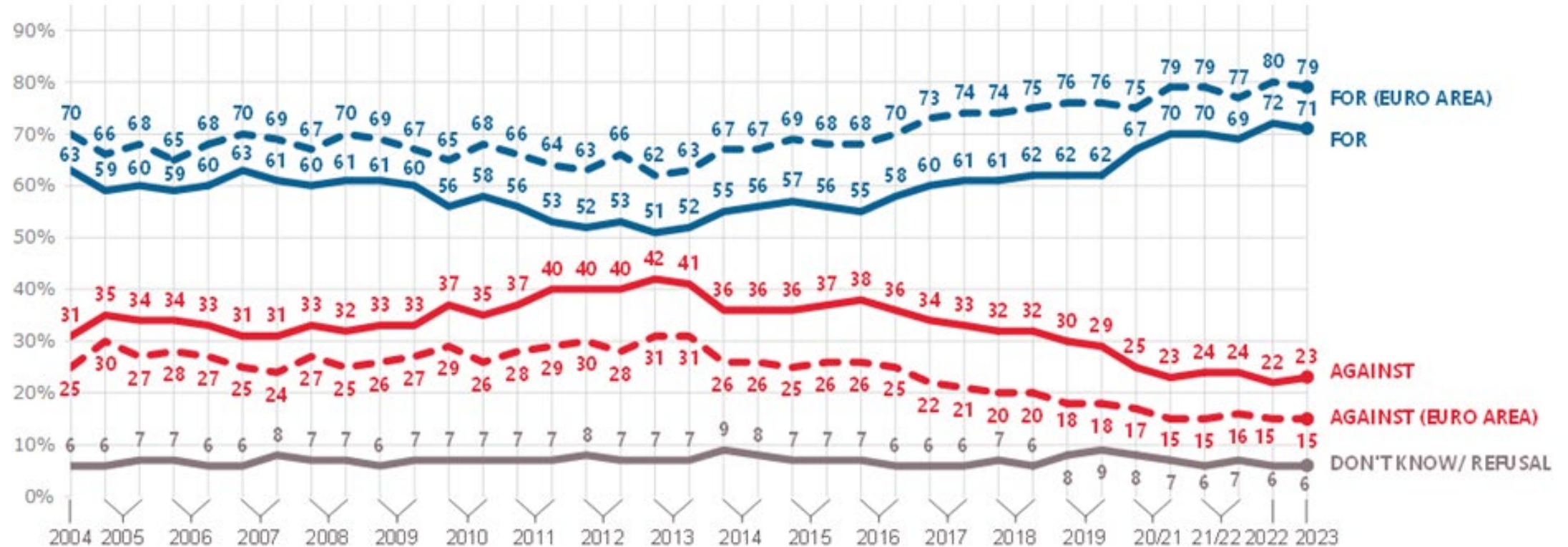
国家/超主権国家	GDP（億ドル） （2021年世銀統計）	GDP/人 （2021年世銀統計）	人口 （2021年世銀統計）	面積（2020年 世銀統計）
EU(27加盟国)	17兆1774億ドル (17.8%；第3位)	38,411 ドル	4億4,719万人	399万km ²
米国	23兆3150億ドル (24.1%；第1位)	70,248 ドル	3億3,189万人	914万km ²
中国	17兆7340億ドル (18.3%；第2位)	12,556 ドル	14億1,236万人	942万km ²
日本	4兆9408億ドル (5.1%；第4位)	39,312 ドル	1億2,5681万人	36.4万km ²
インド	3兆1762億ドル	2,256 ドル	14億 725万人	297万km ²
カナダ	1兆9883億ドル	51,987 ドル	3,824万人	896万km ²

国・地域	名目GDP（Current USD）	貿易依存度（対GDP比）	貿易総額（輸出＋輸入・概算）
EU EU（欧州連合）	約 21兆2,000億ドル	約 90% ～ 93%（域内含む）	約 19兆5,000億ドル
US 米国（アメリカ）...	約 30兆7,700億ドル	約 24.9%	約 7兆6,600億ドル
CN 中国	約 19兆5,000億ドル	約 33.0%	約 6兆4,350億ドル
JP 日本	約 4兆4,400億ドル	約 45.1%	約 2兆0,000億ドル

（出典：世界銀行の最新の公開データ（主に2024年～2025年確定値））

【単一通貨を有した「経済通貨同盟」に対するEU市民の支持率は高い（2022年秋/23年冬）の世論調査結果】

QB3.1 What is your opinion on each of the following statements? Please tell for each statement, whether you are for it or against it.
A European economic and monetary union with one single currency, the euro (% - EU)



出典：Standard Eurobarometer Autumn 2022

2026年春の支持率：82%（ユーロ圏）；74%（EU全域）いずれも史上最高値

(7) リスボン条約締結(欧州連合の更なる統合深化)

●リスボン条約（2007年署名、09年発効）→現在に至る

【価値の共同体であることを明確に規定】

- 「普遍的価値の共同体」：欧州連合は、人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配および少数民族に属する者の権利を含む人権の尊重という価値観に立脚する（第2条）
- 「平和価値の共同体」：欧州連合は、「平和」及び「欧州連合の価値」及び「欧州連合人民の幸福」を促進することを目的とする（第3条）。

【統治機構の強化】

- EU理事会（閣僚理事会）の決定方式への特定多数決方式の導入 2026年春：
 - ・意思決定の方法は、全会一致、単純多数決、特定多数決（加盟国の55%以上、域内人口の65%以上の賛成が必要）と3種類ある。**全会一致原則の例外が規定されていること自体、超国家的実在であることの証左**。なお、2009年、西欧同盟の集団的自衛条項がこの年に発効したリスボン条約（42条7項）に引き継がれた。

（注）42条7項：「加盟国がその領域に対する武力侵略（armed aggression）の犠牲国となる場合には、他の加盟国は、国際連合憲章第51条に従って、すべての可能な手段を用いてこれを援助し及び支援する義務を負う。（以下略）」

- 特別多数決方式とは、議案の採択には加盟国数の55%（15カ国）以上とEU人口の65%以上の二重の要件を満たす必要がある。

（注）この「二重多数決（Double Majority）」の要件は、仮に独仏両国が反対しても賛成要件は満たされる。一方、EUの人口要件では「阻止少数派（Blocking minority）」の仕組みも存在。これは、人口要件の達成を阻止するために、EU総人口の35%超を代表する国々が、最低4カ国含まれている必要があるというもの。従って、独と仏（及びその他2カ国以上）が連携して反対票を投じ、その合計人口がEU総人口の35%を超えた場合、決定は阻止される。

【集団安全保障に関する規定】

● 第42条7項（相互援助条項(mutual assistance clause)）が設けられる。

・加盟国がその領域に対する武力侵略（armed aggression）の犠牲国となる場合には、他の加盟国は、国際連合憲章第51条に従って、すべての可能な手段を用いてこれを援助し及び支援する義務を負う（以下略）」

（注）EU加盟国とNATO加盟国

青色：EU加盟国であり、NATO加盟国でもある国は、合計23か国

黄色：アイルランド、キプロス、マルタ（4か国）

黒色：NATO加盟国で非EU加盟国は、英、アイスランド、ノルウェー、アルバニア、モンテネグロ、北マケドニア、トルコ

灰色：非NATO, 非EUは、スイス、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ



(8) 加盟国の拡大

● 加盟国拡大の歴史

- ・1958年1月1日 欧州経済共同体（EEC）発足時、白、西独、仏、伊、ルクセンブルク、蘭の**6カ国**
- ・1973年1月1日（第1次拡大）デンマーク、アイルランド、英国加盟→計**9カ国**
- ・1981年1月1日（第2次拡大）ギリシャ加盟→計**10カ国**
- ・1986年1月1日（第3次拡大）ポルトガル、スペイン加盟→計**12カ国**
- ・1995年1月1日（第4次拡大）オーストリア、フィンランド、スウェーデン加盟→計**15カ国**
- ・2004年5月1日（第5次拡大前半）キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア加盟→計**25カ国**
- ・2007年1月1日（第5次拡大後半）ブルガリア、ルーマニア加盟→計**27カ国**
- ・2013年7月1日（第6次拡大） - クロアチア加盟→計**28カ国**
- ・2020年2月1日 英国がEU離脱→計**27カ国**

● 加盟交渉中：モンテネグロ、セルビア、トルコ

加盟候補国：アルバニア、北マケドニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、ウクライナ、モルドバ

● 今後の加盟国拡大に関する基本的立場（2023年10月6日欧州首脳理事会が採択したグ ラダ 宣言）

- ・ 加盟国拡大は、平和、安全、安定、繁栄へのgeo-strategicな投資。拡大は、欧州市民の経済的・社会的状況を改善し、国家間の格差を是正する原動力であり、EUの基盤である価値観を育むものでなければならない。

- ・ EUの更なる拡大という見通しを見据え、EUと将来の加盟国の双方は準備を整える必要がある。加盟希望国は、特に法の支配の分野において、加盟プロセスの実力主義に則り、EUの支援を受けながら、改革力を強化する必要がある。これと並行して、EUは必要な域内の基盤整備と改革を行う必要がある。

→つまりは、加盟国拡大に対する地政学的な緊急性の高さと、新規加盟国を受け入れる前に内部の制度改革を厳格に求める姿勢が混在。ロシアによるウクライナ侵攻を受けて高まった安全保障上の懸念を背景に、EUは拡大を政治課題の最優先事項に位置づける一方で、加盟は実績に基づくプロセスであり、近道はないという立場を堅持。

- モンテネグロとアルバニア：モンテネグロは加盟に最も近づいており、2028年までの加盟を目指し、正式な加盟条約の草案作成に向けた作業部会を設置。アルバニアも急速な進展を見せ、交渉項目の閉鎖を開始。

- ウクライナおよびモルドバ：両国とも正式な加盟交渉を開始し、法制度の整合化を急速に進めている。しかし、完全加盟には、司法および経済分野における長期的な改革が依然として不可欠。

- ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、セルビア：これら3カ国は、国内の政情不安、二国間の紛争、あるいは改革の停滞により、加盟交渉が遅れている。コソボは依然として加盟候補国としての可能性を秘めているが、EU加盟国5カ国が同国の国家としての地位を承認していないことが足かせとなっている。

- トルコとジョージア：トルコでは、民主主義の著しい後退により、数十年にわたるプロセスが完全に停滞したままである。ジョージアでも同様に、反民主的な政策転換により、進展が停滞。

欧州統合の現状：統合の継続と加盟国の拡大

欧州経済領域(EEA) =

EU+EFTA-スイス

欧州自由貿易連合
(EFTA)

域内におけるEU加盟国と同一の
4つの自由を享受:人、モノ、
サービス、資本の自由な移動
但し、EU規則決定に参加
できない、一定の拠出金
負担義務あり。

欧州経済領域
(EEA)

欧州連合(EU)

関税同盟

(出典：EU日本政府代表部作成資料をも
とに筆者加筆；2026年9月現在)

ルーマニア

シェンゲン圏

ユーロ圏
(21か国)

スウェーデン

オーストリア

クロアチア

ベルギー

キプロス

モナコ

ギリシャ

オランダ

マルタ

アイルランド

アンドラ

スイス

リヒテン
シュタイン

ポーランド

スロバキア

スペイン

エストニア

ポルトガル

サンマリノ

アイスランド
(加盟交渉中断)

ハンガリー

チェコ

スロベニア

フィンランド

ラトビア

リトアニア

フランス

イタリア

ルクセンブルク

ドイツ

デンマーク
(ユーロ参加
義務なし)

ヴィシェグラード
4カ国(V4)

トルコ
(加盟交渉中)

ウクライナ(加盟候補国付与:6/23/22)
モルドバ(加盟候補国付与:6/23/22)

アルバニア 北マケドニア
(加盟候補国)

ボスニア・ヘルツェゴビナ コソボ
(加盟候補国:22年12月付与)

モンテネグロ
(加盟交渉中)

セルビア
(加盟交渉中)

英国(EU離脱:2021年1月)

EUの西バルカンにおける拡大政策

北

規律重視

南

連帯重視

西

マルチスピードの
統合を許容？

東

マルチスピードの
統合に消極的？

6. 欧州連合(EU) の本質とは何か？

(1) ヤーヌス的実在としてのEU

● EUは、「超国家的存在」であると共に、「政府間協議体的な存在」であり、世界に例を見ない唯一無二の存在である。

(注) ヤーヌス (Janus) は、ローマ神話に登場する門・出入り口の守護神で、始まりと終わり、時間、変化を司る双面神。

(2) 「超国家的実体」 (supranational entity) としてのEU

● 「主権国家」を超えた実在は、どこまで発展できるのか？

(i) 統治機構の観点から；

- 欧州委員会：EU行政の執行機関（EU法（規則、指令、決定等）の排他的提出権限を有する）
（在ブリュッセル）
- EU議会（EU予算及びEU法の共同意思決定機関としての地位）（在ブリュッセルと在ストラスブール）
EU予算額は、27加盟国のGDP全体の1%程度、€1,074.3 billion for the 2021–2027 period
→年間1,534億ユーロ(22兆2400億円)
（意思決定の方法は、全会一致、単純多数決、特定多数決（加盟国の55%以上、域内人口の65%以上の賛成が必要）と3種類。全会一致原則の例外(加盟国拒否権の否定)が規定されていること自体、超国家的実体の証左。
- 欧州司法裁判所(EU域内におけるEU法の執行を担保)（在ルクセンブルグ）

(ii) アキ・コミュニテール (Acquis communautaire) という実在

- ・ EU (欧州連合) のこれまでの歩みの中で積み重ねられてきた法体系や権利・義務の総体を指す。
- ・ EU規則 (Regulation) やEU指令 (Directive) などの「法律」だけでなく、具体的には、以下のすべてが「アキ・コミュニテール」に該当。
 - ・ 基本条約 (マーストリヒト条約やリスボン条約など、EUの基盤となる条約)
 - ・ 派生法 (EU加盟国に直接適用される「規則」や、国内法化を義務付ける「指令」など)
 - ・ 欧州司法裁判所の判例
 - ・ EUが外部の国々と結んだ国際協定
 - ・ 共同外交・安全保障政策、司法・内務協力に関する宣言や決議

(iii) 国際法的観点から

・ EU基本条約 (2009年発効のリスボン条約47条) において、EUは、主権国家と同様の独自の国際法人格を付与されている (国際条約 交渉及び締結、国際機関への加盟、国際条約への参加)。

- ① WTOにおいては、EUは、WTO設立当初 (1995年1月1日)、他の加盟国と同様に、正規のWTOメンバーとして参画
- ② 国連では、「拡充されたオブザーバー」の地位 (討議において、主要グループ代表の一員としての発言権、総会決議案提出権限、北朝鮮人権状況決議は常に共同提案国の実績有)
- ③ G7, G8、G20に、EUを代表して参加 (加盟27か国の合議体である欧州理事会の議長(いわゆる“EU大統領”及びEUの執行機関の長である欧州委員会委員長の2人が参加)

(3) 「主権国家の合議体」としてのE U

● 加盟国首脳から構成される「欧州理事会」が最高意思決定機関であり、欧州委員会が提案するE U法案及び域外国との国際約束締結は、全加盟国の合意を経た上で、欧州議会の同意を得て、成立する仕組み（加盟国のvetoが可能）

● 結論として、E Uの統治機構は、欧州理事会（主権国家である加盟国の合議体）、欧州委員会（超国家的実体）、欧州議会（超国家的実体）の3者によって構成・運営されている。

（エピソード：域外国の駐EU代表部大使が、信任状2通の提出を求められるのは、以上のヤヌス的実体ゆえのこと）

(4) 統治機構としてのEU主要機関の権限

●EUの統治機構は、**欧州理事会**（主権国家である加盟国の合議体）、**欧州委員会**（超国家的実体）、**欧州議会**（超国家的実体）の3者によって構成・運営

●最高意思決定機関は、加盟国首脳から構成される「**欧州理事会**」
・欧州委員会が提案するEU法案及び域外国との国際約束締結は、全加盟国の合意を経た上で、欧州議会の同意を得て、成立する仕組み（加盟国のvetoが可能）

●「**欧州委員会**」は、EUの「行政府」：EU執行機関として、EU法（規則、指令、決定等）の排他的提出権限を有する。

●「**EU議会**」（EU予算及びEU法の共同意思決定機関としての地位）

（注）EU予算額は、27加盟国のGDP全体の1%程度、€1,074.3 billion for the 2021–2027 period⇒年間1,534億ユーロ(22兆2400億円)

●**欧州理事会**（加盟国首脳会議）の常任議長と**欧州委員会委員長**（EUの執行機関の長）の二人が「EU最高首脳」として国連、G7、G20等の場に出席する

（注）域外国のEU代表部大使は、2通信任状を携行し、「常任議長」と「欧州委員会委員長」の二人に捧呈する。

欧州連合(EU)体制

加盟国政府の代表
(inter-governmental)



メツツォラ欧州議会議長
(マルタ欧州議会議員、EPP)
2024年7月16日再任。任期は2027
年1月まで(2年半)。

欧州理事会
<首脳級>

(職員数:約3,500人)

首脳レベルの最高協議機関

- 一般的な政治的方針、優先順位を決定
- 欧州委員長の提案権
- EU理事会の編成について決定
- 欧州議会の構成に関する決定 等

<共同決定機関>



コスタ欧州理事会議長
(元ポルトガル首相、S&D)
2024年12月1日就任、任期2年半
任期は2027年5月31日まで。
ユーロ圏首脳会議議長も兼任

欧州市民の代表
(trans-national)

欧州議会
(議席数:720)

(職員数:約7,500人)



フォン・デア・ライエン欧州委員会委員
長
(元独国防大臣、EPP)
2024年12月1日再任、任期5年
任期は2029年10月31日まで。

EU理事会
<閣僚級>

各加盟国からの閣僚レベルの代表で構成。
外務理事会、経済金融理事会など。

欧州対外活動庁
<EU版「外務省」>

(職員数:5,200人)



カッラス外務・安全保障政策上級代表
(エストニア元首相、Renew)
2024年12月1日就任、任期5年
任期は2029年10月31日まで。

欧州連合全体の利益の代表
(supra-national interests)

欧州委員会
<執行機関> 欧州委員:27名

閣僚に相当する欧州委員が計27名(委員長、上級代表を含む)。
2024年11月27日に欧州議会の同意付与手続きを経て、202
4年12月1日就任。任期は2029年10月31日まで。

欧州中央銀行



ラガルドECB総裁
(元IMF専務理事、仏出身)
2019年11月1日就任、任期8年。

European Parliament Election Results (2014, 2019, 2024)

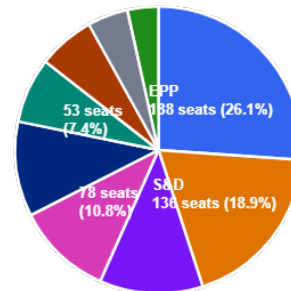
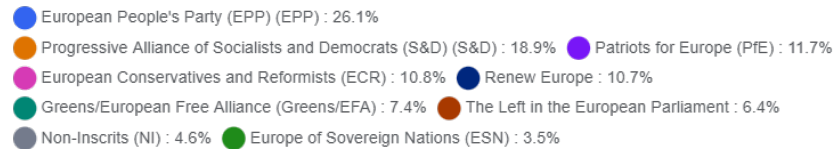
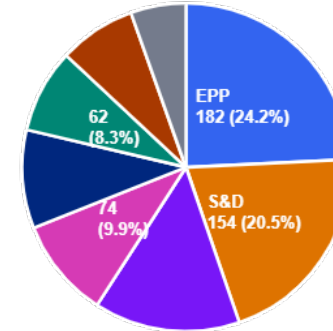
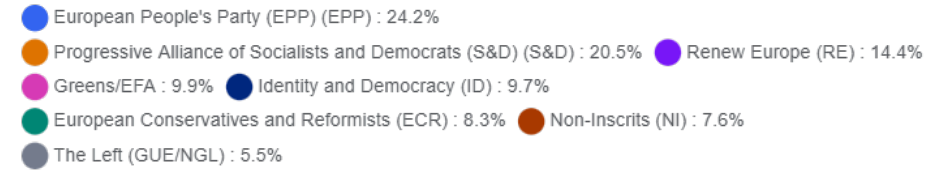
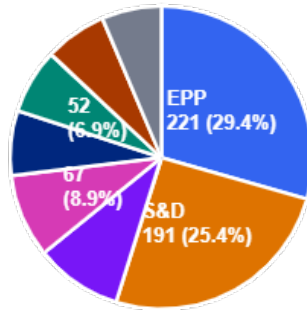
親EUの四大政党グループが議席の60%以上を占めてきた。

主要会派（傾向）	2014年結果 (計751席)	2019年結果 (計751席)	2024年結果 (計720席)	主な特徴・近年の動向
● EPP (中道右派・キリスト教民主主義)	221席	182席	188席	第1党の座を維持。2024年は右派伸長の中でも堅調を維持。
● S&D (中道左派・社会民主主義)	191席	154席	136席	第2党。議席は漸減傾向にあるが根強い勢力を保つ。
● Renew / ALDE (中道・リベラル)	67席	108席	77席	2019年に「Renew Europe」へ改編し躍進したが、2024年は大幅減。
● Greens/EFA (環境主義・地域主義)	50席	74席	53席	2019年に大きく議席を伸ばしたものの、2024年は逆風で後退。

親EU政党の議席施入比率の推移 (EPP + S & D + Renew/ALDE + Greens/EFA) / 全議席数
2014年：529/751 = 70.4% → 2019年：518/751 = 68.9% → 2024年：454/720 = 63.0%
→ 2029年： ?

European Parliament Election Results (2014, 2019, 2014)

親EUの四大政党グループ が議席の60%以上を占めてきた。



(5) 「運命」 及び 「利益」 の共同体としての E U

● 出自としての「運命共同体」

1951年に発足した仏、独、伊、ベネクス3国からなる「石炭鉄鋼共同体」（鉄鋼・石炭という産業のコメの管理を主権国家を超えた「共同体」を組織することで、2度と干戈を交えない「欧州」を建設することを決断、主導した独と仏。E Uの本質は、「運命共同体」(**Community of Shared Destiny**)。

● 「利益の共同体」 として統合深化を続けるEU

関税同盟、域内単一市場、EU市民の域内移動の自由、共通通貨、経済通貨同盟は、「利益の共同体」(Community of Interests)が、加盟国が主権をEUに束ねる形で統合深化を続けていることの証左。

(注) 共通通貨ユーロは、ドイツ・マルク、フランス・フランを捨てたことで、実現、英国は、ポンドを捨てることはできず。英国にとってのEUの存在価値は、あくまでも「利益の共同体」にとどまったと言える。

(6) 「価値共同体」としてのEU

① EU基本条約（リスボン条約）第2条

EUは、全ての加盟国が享有する以下の価値の下に設立される。

人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配、少数派の権利を含む人権の保護

② EU基本条約第7条（いわゆる「担保規定」）

● 加盟国がEUの基本的価値の重大な毀損しているという明白なリスクの認定に関する手続き、認定された場合の制裁措置（投票権の停止等）を定めている。

● 2020年7月の欧州理事会で合意された「復興基金」（7,500億ユーロ）及び「次世代EU7ヵ年予算」の執行には、加盟国の基本的価値遵守を前提とするという**コンディショナリティー**が付された経緯在り（背景は、司法の独立や表現、報道の自由、学問の自由を制限する国内法を導入し続けている、ハンガリー及びポーランド両政府に対する大多数の加盟国政府の批判がある）。その**コンディショナリティー**発動の具体的なメカニズムについて、昨年12月の欧州理事会（首脳理事会）での合意が成立（興味のある方は、2020年12月欧州理事会の結論文書、EUCO22/20参照）。

③ EU予算支出に付されたコンディショナリティー

- 新たなメカニズム(注)の下では、「EUの基本的価値」を遵守しない加盟国政府に対し、予算の支出を当該違反（breach）の認定から7~9カ月以内に一時的に停止することが可能。

（注）The Regulation on a general regime of conditionality for the protection of the Union budget（2021年1月1日より適用開始）

- 具体的には、司法の独立を脅かしたり、恣意的な/違法な政府決定の是正を行わないことが、EU予算の執行に直接的影響を与える、あるいは、そうなる重大なリスクがあると認められる場合には（換言すれば、当該EU予算の執行がEUの基本的価値を損なう行為に支出されることを防止する目的で）、本メカニズムを発動できるとされた。

- 欧州委員会は、「規則」（Regulation）の適用方法に関するガイドラインを、加盟国との緊密な協議を経て作成・採択することとされた（注：欧州理事会の妥協の産物）。

- ガイドラインの適用により、欧州委員会が「規則」違反の存在を認定した場合には、当該加盟国政府に対しコンディショナリティー・メカニズムを発動する。欧州理事会は、発動から1か月以内に提案された措置を特別多数決で採択する（例外的には3か月以内）。

● 上記の2020年7月の欧州理事会の決定後、2020年12月16日、欧州議会は、「法の支配」に違反する加盟国への予算支払いを停止できる仕組みを確立する法案(欧州理事会が承認したもの)を承認(co-decision)。この結果、このメカニズムは、21年1月1日から発動可能となる。手続きとしては、欧州委員会が違法性を判断し、それをEU理事会が特別多数決で承認すれば発動されることになる。

● これに対し、ハンガリーとポーランド両政府は、このメカニズムは違法であるとしてEU最高裁判所に違法性ありとして提訴していた経緯あり。

● 2022年2月、EUの最高裁判所は、ポーランド及びハンガリーからの提訴を退け、EU委員会は、「法の支配」の観点から問題を抱える加盟国への資金を削減することができるという画期的な判決を下した。

● これは、欧州委員会が、EUの予算執行機関の権限として、加盟国に対する予算支出を停止する権限をEU法上付与されたことを意味し、EU統合のまた一つの前進と見ることができよう。

→本件EU予算保護のための条件付一般制度に関する規則（法の支配条件付規則）は、ハンガリーに対し適用された。理由は、ハンガリーにおける腐敗、公共調達、司法の独立性に関する体系的な法の支配違反。2022年末から63億ユーロの結束基金が凍結。

(7) EUの意思決定の4類型	
政 選挙と市民の支持 政治的選択肢を体现 Discretionary power (裁量的権力行使の世界) 具体例：加盟国によるEU規則違反の行為（2003年の独・仏両政府による安定・成長協定に関する予算規則違反、具体的には、仏、独を含め単年度財政赤字額がGDP比3%未満基準不順守） (民主的選挙で選ばれた加盟国政府及び欧州議会の世界) Management and Regulation(管理と規制) Politics of rules (規則が、予見可能で、中立的な枠組みの中で適用される日常のEU政治) 欧州委員会主導の世界 (予見可能性の世界) (民主的選挙で選ばれない官僚主導の世界)	府 正統性の軸 Politics of events (イベント (重要、普通でない事態) の政治) 共通外交・安全保障政策 (加盟国主導) (急増する難民・移民問題への対応 ロシアのウクライナ侵攻への対応等) Political Action (新しい、又は、機微な問題を扱う時の決定及び創成的行動) Technocratic power (官僚的権力の行使：往々にして失敗) EU加盟国の全会一致がない問題について、十分なEU市民の支持がないままに、欧州委員会主導で政治的決定を行ったケース：2015年9月22日の緊急EU理事会は、16万人の庇護申請者の再定住割り当てに関する特別多数決による決定、ハンガリー、チェコ、スロバキア、ルーマニアが反対、フィンランド 棄権；18カ月後の実施状況は、10%強に止まる)
行 手続きと専門性 サーヴィスの継続	政 出典：Luuk van Middelaar, Alarums&Excursions, 13頁 (日本語訳は筆者)

7. EU統合の深化と英国のEU離脱

(1) 英国は、何故EUを離脱したのか？（2020年1月31日EU 離脱）

● 底流にあった欧州統合のビジョンに関する同床異夢（独仏 vs 英国）

① 戦後75年の欧州の歴史のメガ・トレンド：欧州統合の推進（世界に例を見ない、人類史の実験）。推進役は、独仏両国。2度と干戈を交えないために、「運命共同体」（Community of Destiny）の創設を決断・選択。EUの統合推進をリードして今日に至る。

② これに対し、英国は、第二次世界大戦までの過去数百年間に及び、欧州世界の平和と安定の回復・維持の「バランス」としての役割を担ってきた。ある時は、フランスに対し（1815年ワテルローにおいてナポレオンの欧州制覇を阻止）、ある時は、ロシアに対し（1853～56年のクリミア戦争では、仏と連携してロシアを破り）、とりわけ、第二次大戦では、欧州大陸がナチス・ドイツに屈服させられる中、多大な犠牲を払いつつも、米国の参戦を得て、最後は勝者となる。

③ しかし、第二次大戦後に、独仏和解により誕生したのは、ナショナリズムを超越した、超国家的な存在としての「欧州共同体」、現在の「欧州連合」。そこには、もはや「**バランスとしての英国**」の居場所**はなくなる**。1973年のEEC加盟は、英国が、「欧州共同体」一員として、即ち、「Britain in Europe」としての再出発をしたはずであった。

④ こうした戦後欧州世界の発展に対し、英国の政治家、とりわけ、保守党政治家は、E Uの一員であるからといって、加盟国がその主権をE Uに移譲し続けることには、強い異議申し立てを行ってきた。

サッチャー首相のブルージュ演説（1988年9月）は、欧州がめざすべきは「独立した主権国家間の自発的で積極的な合議体」であるとして、「欧州合衆国」というビジョンを拒絶。

⑤ 英国にとって、E Uの意義は、あくまでも「独立した主権国家間の自発的で積極的な協力関係」を進めること。90年代後半以降の、E Uの更なる統合深化への参加を拒絶する英国（「共通通貨ユーロ」は受け入れず（opt-out）、また、E U域内の出入国審査を撤廃した「シェンゲン協定」にも未加入）

⑥ 「離脱派」のイニシアチブは、「理性的、経済的判断」ではなく、「感性的、非経済的考慮」：「統合」が推進する、「ヒトやカネの自由な移動の移動」、つまりは、「E Uへの主権の移譲に対する異議申し立て」。そうでなければ、なぜ、サンダーランドの英国日産の労働者が離脱に賛成したことの説明がつかない。庶民のレベルでは、EU統合は、グローバル化の止まることのない前進、即ち、移民・低賃金労働者の流入による仕事の喪失、という不満から、離脱支持。

(2) EU側から見た、英国のEU離脱の意味

- ① EUというクラブの一員が、ある日突然、**クラブを脱会すると決断**したこと。
- ② クラブ脱会に際しては、**脱会者がクラブ脱会のルールに従うのは当然の道理**。
- ③ 脱会後の英国が、クラブ会員時代と同様の便益をクラブ側から享受するという「**良いところ取り**」は、**2度と英国に続く離脱国をださないためにも絶対に認めない**。
- ④ 各論で、EU側が、絶対に譲れないとした論点で重要なものは、1998年4月8日に英国とアイルランド共和国との間で結ばれた「北アイルランド紛争解決のための和平合意」（ベルファスト合意）をゆるがせにするような離脱は認められない、とした点。一言で言えば、**アイルランドと北アイルランドとの陸地国境は、現状維持（ソフト・ボーダー）**とするという点。英側が、この要求を早期に受け入れたことが、その後の英国側における「離脱の形」をめぐる合意形成を極めて困難にした。

(3) 英・E U間「離脱協定」(2020年12月24日署名) 及び「将来関係協定」(2020年12月30日署名) 合意のポイント

① 第一は、英国のE U関税同盟からの離脱。これにより、英国は、第3国と独自のF T A締結が可能となる（従って、将来関係は、英E U・FTAとなる）。

② 第二は、アイルランド共和国と北アイルランドの陸地国境は、英国のEU加盟の時と同レベルのソフト・ボーダーを維持。法的には、北アイルランドは、英国の関税領域に属することになり、E U加盟国であるアイルランド共和国との間に関税の境界線はできるが、税関検査は北アイルランドの「玄関口」（アイルッシュ海に面した港）で行われるため、実際に税関検査の境界線が引かれるのはアイルランド島とグレートブリテン島の間になる。

但し、この北アイルランドのみを英国の他の地域とは異なる扱いをすることについては、協定発効から4年後、北アイルランド議会の同意を求めることされた(本件決着受け入れが英国側にとって最も困難であった点)。

→本FTAは、2026年中に見直される予定。

③ 第三は、関税については、英E U間では、無税・無枠とする。

(4) 英国のEU離脱のEU統合プロセスへの影響

① EU世論の受け止めは？→英国に続く離脱国が出る可能性は極めて低い

● 2018年10月、EU28加盟国において行われた世論調査で「もし明日あなたの国がEUに残留すべきか或いは離脱すべきかの国民投票が行われたらあなたはどちらに投票しますか」との質問への回答結果。

EU28カ国平均で、66%が残留、17%が離脱、17%が不明、と回答。残留と答えた比率が最低の国は低い方から、イタリア（44%）、チェコ（47%）、クロアチア（52%）

（出所） EU Parlemeter 2018 QA 3

② 統合プロセスの深化：現在のユーロ圏（20カ国）の拡大、財政統合の前進（2020年7月の欧州理事会の決定、欧州委員会にユーロ債の起債権限を認めた動き等）

③ 英国のEU離脱が、「新たな合従連衡」の動きを生み出す

●新ハンザ同盟グループ（2018年2月、蘭、デンマーク、瑞、フィンランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、アイルランドの蘭、瑞8カ国の財務相が結成、経済・通貨統合の推進に関し、財政保守主義的立場を同じくするlike-minded countries）

● V4（ヴィシェグラード 4）：1991年2月、ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキアが結成した地域協力機構、近年、EU内の）スプ・リージョナル・グループとしての活動を活発化している。

(5) EUが加盟国市民から高い支持を得ている理由

● 2026年春のEU27カ国世論調査：74%が、自国はEU加盟によって恩恵を受けていると回答、これは40年前にこの質問が初めて行われて以来最高値。

● EU予算における富裕国（純拠出国）から低所得国（純受取国）への財政移転は、EU域内の経済格差を是正し、単一市場全体の成長を底上げする強力な効果を持つ（以下2023～2024年最新データ）。

① EU予算は各国の国民総所得（GNI）の規模に応じて拠出、一人当たりのGNIがEU平均の90%未満の加盟国は構造・結束基金として支給を受ける。

● 主な純拠出国： 独：年間約131億～198億ユーロの純拠出、 仏：年間約48億～93億ユーロの純拠出； 蘭、伊、瑞、愛が続く。

● 主な純受取国： ポーランドは年間約29億～71億ユーロの純受取、ギリシャ、ルーマニア、ハンガリー等の東欧・南欧諸国が続く。

② 財政移転がもたらす3つの「効果」

● 受取国（低所得国）のインフラ近代化と「追いつき（収斂）」

ラトビア、クロアチアなどの受取国では、EUから純受取額が自国の国民総所得（GNI）の約2.7%～3.5%に達する。国家のインフラ投資、近代化資金の大きな原資。

● 純拠出国（富裕国）への巨大な「経済的リターン」

独の純拠出額（自国GNIの約0.4%～0.6%）よりも、「EU単一市場（関税なし・共通ルール）によって独経済が得ている平均所得の増加額の方が遥かに大きい（拠出額の数倍のリターン）との試算あり。

● 危機時における連帯（NextGenerationEUの効果）

2021年から2026年まで6年間でスコープ（実施・投資期間）をもったコロナ禍からの復興を目指す一時的基金

「NextGenerationEU（NGEU）」が導入された。これはEUが共同で債務を負い、特に打撃の大きかった南欧や低所得国に多額の補助金を配分する仕組みです。この結果、イタリアなどが純受取国側に回り、ユーロ圏全体の景気下支えとサプライチェーンの崩壊を防ぐ効果を発揮。

→ EU離脱を志向する加盟国はいない。

《一人当たり名目GDPの国際比較：EU及び日本の立ち位置の変化》

(単位：米ドル, 小数点以下切り捨て)

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2022
1位国	39,842 (スウ)	50,705 (ルクセンブルグ)	48,984 (同左)	81,728 (同左)	112,049 (同左)	106,710 (同左)	127,579 (同左)
EU平均	16,735	19,296	23,980	29,121	33,369	38,491	53,201
日本	25,895	44,210	39,172	37,819	45,135	35,005	33,821
順位	(8位)	(3位)	(2位)	(16位)	(18位)	(27位)	(30位)
日本/1位国	64%	87%	79%	46%	40%	32%	26%
中国	346 (137位)	603 (139位)	951 (127位)	1,751 (122位)	4,499 (101位)	8,034 (75位)	12,813 (66位)

(出典：IMF World Economic Outlook Databases; current GDP per capita)

8. 日EU関係の飛躍的发展

(1) 首脳間の強い信頼関係

日EU関係の飛躍的な发展を支えた最大の要因は、安倍総理とトウスク議長、ユンカー委員長という日EU双方のトップ 同士の深く、強い信頼関係にあった。総理がトウスク議長と会談した回数は11回、ユンカー委員長と会談した回数は14回に達する。2014年から2019年までの過去5年間、総理は、ブリュッセルを6回訪問、同じ期間中、トウスク議長とユンカー委員長は、4回訪日。

(2) 日EU関係の飛躍的发展を裏付ける5つの成果

第一の成果は、日EU経済連携協定（EPA）の締結と発効（2019年2月1日）。自由で、開かれた、公正なルールに基づく経済圏（世界のGDPの約3割、世界貿易の約4割）の創設、同時に、ルールに基づいた多国間の自由貿易体制を維持・強化の意図を宣明した意義

【 第26回日EU定期首脳協議の写真：於ブリュッセル、2019年4月25日 】



➡ 安倍総理の右隣が小職

第二の成果は、日EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）の締結と発効（2019年2月1日暫定発効）。日本とEUが、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有するパートナーであることを疑う余地のない国際約束の形で表明したという点で大きな意義。

第三の成果は、2019年1月23日、日EU間の相互の円滑な個人データの越境移転を可能とする枠組みが発効した。EPAの発効により出現した世界最大級の自由貿易圏内において、日本とEUの企業が安全かつ円滑で、自由なデータ移転の便益を享受することになった。

第四の成果は、日本食品等の放射性物質に関するEU側輸入規制の緩和・撤廃。東日本大震災による福島原発事故発生以来、日本政府は、EUに対し、日本食品等の残存放射性物質に関する科学的データをEU側に提供、客観的、科学的知見に基づいた輸入規制の緩和・撤廃を要請、その結果、2019年末の時点で、放射性物質検査証明が求められる日本食品はキノコ類、山菜等ごく限られ、大幅に改善。更に、2023年7月、欧州連合（EU）は、日本産食品に対する輸入規制を全面的に撤廃すると発表。

第五の成果は、安倍総理が2019年9月27日、ブリュッセルを訪問、欧州委員会主催の「欧州連結性フォーラム」において基調演説を行い、その際、両首脳が「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」と題する共同文書に署名。開発途上国世界における開発努力に対する支援のありかたとして、「持続可能性」、「質の高いインフラ」及び「対等な競争条件がもたらす利益」という基本原則を明確に打ち出す。中国の「一帯一路」に対する日EUの「回答」の意味あり。

● 欧州委員会が2019年3月に公表した対中戦略文書では、中国を分野に応じて「協力相手」、「交渉相手」、「経済的競争相手」であると同時に、異なる統治モデルを追求する「体制上のライバル (systemic rival)」と位置づける。

➡ 日本の「戦略的互惠関係」に近似。

● 対中脅威認識の高まりが顕著。よりバランスが取れた経済関係、互恵的な条件を求めていく姿勢を表明した上で、全ての加盟国が、対中関係においてEU法及び政策に一致した行動を取る責任を指摘。

9. 展望（EUはどこへ向かうのか？）

(1) SWOT分析から読むEUの現在と将来

小職の予想は、**政治・経済統合の深化及び加盟国拡大は今後も着実に続く。**

【Strength (強み)】

- 巨大な経済力（世界貿易の30%;世界GDPの17%）
を背景にしたグローバルな規制パワー
 - ・ EU規則(EU競争法、一般データ保護規則、炭素国境調整措置、AI規則等)の域外適用題/デファクト世界標準化
- 巨大なソフト・パワー(国連における27票の重み)
 - ・ 人権外交（経済制裁発動を含む）

【Opportunity(機会)】

- EU政治・経済統合の更なる深化
 - ・ 共通外交・安全保障政策の強化
 - ・ 経済通貨同盟/銀行同盟/資本市場同盟/財政同盟
 - ・ 環境・気候変動（欧州グリーン・ディールの推進）
 - ・ エネルギー市場同盟
 - ・ デジタル単一市場
- 加盟国拡大：27→36加盟国へ(?)
 - ・ 西バルカン6ヶ国、ウクライナ、モルドバ、トルコ

【Weakness(弱点)】

- 安全保障問題におけるハードパワーを有さない
- 豊かで人権を重視するEUゆえにアフリカ・中東からの移民・難民の流入はとまらない
- 加盟国（主権国家）合議体が有する弱点（決定できない、遅い決定：全会一致方式）

【Threat(脅威)】

- 地政学上の脅威(ロシア、中国等)
 - ・ 安全保障リスク
 - ・ エネルギー・食糧サプライチェーン・リスク
- 気候変動リスク
- ポピュリズム/ナショナリズム
 - ・ 移民・難民問題
 - ・ 加盟国拡大に対する抵抗
- 少子・高齢化

(2)経済通貨同盟の現状

①経済同盟（経済財政政策の協調）

●欧州セメスターを通じた経済政策の協調強化(セメスター(半期)とは、経済・財政政策を事前に調整・監視するための毎年最初の半年間のサイクル)

・欧州委員会が経済政策の重要方針を定め（11月）、各国がその方針に沿った具体策を半年かけて作成、それをEUが再度評価し、最終的に各国に対して必要な勧告を行う(翌年10月)、という経済政策協調の年次サイクルを確立

●マクロ経済不均衡是正手続きの創設

・欧州セメスターの中で、経済通貨同盟の機能を危うくする経済の不均衡（過度の経常収支，失業率等）を国ごとに特定し、是正するための制度を導入加盟国間の経済・財政政策の協調、

②通貨同盟（完成途上）

・単一通貨ユーロ及びユーロ圏の政策(ユーロ圏参加国は、23年現在20加盟国)；欧州中央銀行(ECB)による共通金融政策等

・ユーロ圏未参加国：チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、瑞は、参加条件(convergence criteria)の一つERMII未参加故、見通したたず。デンマークはユーロ圏への加盟をオプトアウトしており加盟義務なし。

(注) ERMII：ERMII（European Exchange Rate Mechanism II、欧州為替相場メカニズムII）とは、ユーロをまだ導入していないEU加盟国が、自国通貨とユーロの為替レートを安定させ、将来的なユーロ導入（ユーロ参加）を促進するための仕組み。基本的には自国通貨の変動幅をユーロに対して**±15%**以内に抑えることを求められ、このメカニズムを通じて為替の安定を図り、EUの金融統合を進める役割を担っている。

③銀行同盟（2014年創設され、バーゼル規制に整合的にEU法化）→着実に前進

- ・単一ルールブックによる規制調和：自己資本比率の設定、預金者保護、銀行破綻の防止と破綻処理規制
- ・2023年6月26日、EU理事会と欧州議会は、バーゼルIII国際協定のEU法化に合意
- ・単一監督メカニズムと単一破綻処理メカニズム：ユーロ圏内の金融機関の監督及び破綻処理の権限の一元化、単一破綻処理基金の成立
- ・欧州預金保険制度：一人当たり10万ユーロまでの預金を保護

④資本市場同盟（形成途上）

- ・成長を刺激するための資金を確保し、高いレベルの投資家保護とともに市民に投資機会を開放するため、加盟国間の単一資本市場を構築
- ・資本市場からの資金調達手段の拡大により銀行セクターへのリスク集中を回避、
- ・マネーロンダリング対応

⑤財政同盟（形成途上）

- ・EUの財政同盟の現実（加盟国が、依然として財政主権を維持）
- ・金融危機に際し、市場での資金調達が難しいユーロ圏の加盟国に対して金融融資を行う「欧州安定メカニズム」（ESM）を設立（2012年2月ESM条約）、必要な財政支援を実施。ギリシア危機解決に貢献。

（注）EFSF（欧州金融安定化ファシリティ）は、ESM（欧州安定メカニズム）の前身

- ・VAT水準及びEU域外貿易の関税率の決定権限は、EUが保有。

(3) 経済通貨同盟の先にある財政同盟（道半ばではあるが、財政統合の深化は続く）

- ・ 単一通貨統合は、紛れもなく、EUが保持する超国家性の重要な要素である。
- ・ **しかし、加盟国は通貨主権を手放す一方で、財政主権を手放すつもりはない、というのが現状である。**
- ・ 2020年7月の欧州理事会は、90時間に及ぶ欧州理事会の議論を経て、加盟国首脳はコロナ危機からの経済復興を支援する復興計画及び次期MFF（総額約1兆8,243億ユーロ）のEU予算パッケージに合意した際、**欧州委員会に対し市場からの資金調達のための起債権限を付与したことは画期的。返済は2058年末までにEU予算を通じて実施（但し、今後の前例としないとの但し書き）**
- ・ 新たな独自財源として、EU全域を対象とした課税措置の導入が徐々に進む
 - ① プラスチック賦課金（2021年1月1日より正式導入）、② 炭素国境調整措置（2026年1月1日より「本格移行（確定期間）」開始）、③ デジタル賦課金については、米国のトランプ政権がOECDのデジタル課税交渉から完全に離脱したため、国際ルールに基づく共通のデジタル税導入は事実上頓挫。これにより、イタリアやフランスなどは国内独自のデジタルサービス税（DST）を引き続き維持・運用。欧州委員会は現在、売上高1億ユーロ以上の企業（デジタル企業に限らない）に対して一定の売上高ベースの課税を行う「CORE（企業売上高ベースの独自財源案）」という新しい仕組みに焦点を移し、予算補填の財源として法制化への模索中。

【以下EU統合が進む可能性大の3分野】

(4) エネルギー市場同盟: 5つの次元に立脚した統合戦略

①域内エネルギー-安全保障

-EU諸国間の連帯と協力を通じた欧州のエネルギー源の多様化とエネルギー-安全保障の確保。

②完全に統合された域内エネルギー-市場

-適切なインフラを通じた、技術的・規制的障壁のないエネルギー-の自由な流通。

③エネルギー-効率

-エネルギー-効率の改善による、エネルギー-の輸入依存度の低減・排出量削減、雇用と成長の促進。

④気候変動対策、経済の脱炭素化

-EUは、パリ協定の迅速な批准と、再生可能エネルギー-分野でのリーダーシップの保持。

(注) EUの脱炭素化政策については、目標の放棄ではなく「規制中心から産業競争力の両立・現実的修正へのシフト」が行われており、ペースダウンというより「戦略的再構築」というのが公平な評価。

⑤研究、技術革新、競争力

-エネルギー-転換を推進し、競争力を向上させるために、研究と技術革新を優先し、低炭素およびクリーンエネルギー-技術の飛躍的進歩を支援する。

(5) デジタル単一市場の創設（極めて重要な分野）

●欧州データ戦略は、欧州の規則及び価値基準に沿って、分野や国を超えてデータが自由に流通し、データがもたらすイノベーションが社会に受容される、データの真の域内市場の創出に向けた構想（以下4つの戦略）

①データアクセス及び再利用のための法的枠組み等の構築

- ・欧州データスペースのガバナンスのための法的枠組み(透明性、説明責任、人権、民主主義の保護), データアクセスと再利用のための分野横断的な措置

【最新事例】デジタルサービス法(DSA)、23年8月25日適用開始：グーグル検索、フェイスブック、ユーチューブ、X(旧ツイッター)など19のサービスに対して適用。違反事案への制裁金は、最大世界の年間売上高の6%。

②投資等

- ・20億€（約2400億円）規模の欧州データスペースへの投資（データ共有アーキテクチャー等も含む）等

③能力開発（中小企業含む）

- ・個人のスキルやリテラシー向上，熟練労働者の不足への対応，労働者の再教育，中小企業のための能力開発等

④戦略的個別分野でのデータスペースの構築

- ・製造，グリーンディール，交通，健康，金融，エネルギー，農業，行政等の分野でのデータスペースの構築等

(6)移民・難民庇護に関する新たなEUレベルの取り組み

【経緯】

・シリア情勢の悪化等を背景として、2015年夏頃から庇護申請者が急増、負担の分担が課題に
庇護申請者：121万(15年)→116万(16年)→62万(17年)→56万(18年)→63万(19年)→41万(20年)

→53万(21年)→88万(22年)

- ・現在までのEU対応原則はダブリン規則：「最初に上陸した国が庇護申請を審査する義務」を負う
- ・結果は、ギリシャ(シリア→トルコ経由)とイタリア(リビア→地中海経由)に負担が集中。

【対策】

・2015年9月、ダブリン規則の例外として「緊急暫定措置」16万人の再移転計画を決定(特別多数決による)

①ハンガリー・チェコ・スロバキア・ルーマニアが計画に反対

②ハンガリー及びスロバキアが欧州司法裁判所(ECJ)に提訴(2017年に棄却)

③ポーランド・ハンガリー・チェコは再移転受入れを拒否→2017年12月欧州委員会がECJに提訴(委員会の勝訴)

・EU庇護改革パッケージ

①庇護認定規則、②受入施設規則、③欧州庇護庁創設、④ユロダック規則改正、⑤再定住枠組規則、⑥庇護手続規則、⑦ダブリン規則改革のパッケージを提案(⑥⑦は東欧諸国の反対等で未合意)

・Frontexの強化(人員増強、権限強化、各加盟国における送還手続への関与強化、第三国との協力強化等)

・2020年9月、パッケージ⑥⑦の代替として欧州委員会がダブリン規則見直し、庇護申請者を受入れないことの代替として帰還費用負担、EU帰還コーディネーター創設等を柱とする「移民・難民に係る新協定」案を提案。

・課題は、域外との国境管理強化し、移民と庇護に関する新協定の作成。移民出発国、経由国との協力も盛り込む。
EU加盟国間の「東西対立」は深刻で合意の見通しは立たずと言われるも、妥協は成立すると見込む。

【新たな移民・難民包括協定（New Pact on Migration and Asylum）の採択と本格運用】

《発効までのタイムライン》

●2023年10月6日欧州首脳理事会（シエル理事会議長宣言）

- ・移民は欧州の課題であり、**欧州としての対応**が必要である。
- ・**不規則な移民に対しては、断固とした態度で直ちに対処**する必要がある。
- ・我々は、密入国者がEUへの入国者を決めることを許さない。
- ・我々は、すべての決定を効果的かつ迅速に実施し続ける。

●2023年12月20日：欧州理事会（首脳会議）と欧州議会は「Provisional Political Agreement」に合意

●2024年4月10日：欧州議会は本合意を承認

●2024年5月14日：欧州理事会は正式に本合意を採択、これにより、法的拘束力の適用開始

●2026年6月12日：加盟国政府の準備が整い、本件本格運用開始

《合意の3本柱：水際での選別(スクリーニング)、迅速な強制送還、加盟国間の新たな義務（柔軟な連帯）》

（1）水際での厳格な「スクリーニング」（事前審査）

●EUの外部国境（南欧や東欧の国境）に到着したすべての不法入国者に対し、最長7日間の厳格な事前審査を義務付ける。

- ① 生体情報の強制登録：6歳以上のすべての入国者から指紋と顔写真を採取し、EU共通のデータベース「Eurodac（ユーロダック）」に登録。
- ② 治安・健康チェック：身元確認、安全保障上のリスク（テロ容疑など）、健康状態のチェックを国境で行う。この間、入国者は「法的にはまだEU域内に入っていない（非入国）」ものとして扱われる。

（2）難民認定の「迅速手続き」と「強制送還」の強化

●難民申請の認められる可能性が低い人（例：認定率が20%未満の国からの渡航者）や、安全を脅かすと判断された人は、通常の難民申請ルートではなく、国境付近の施設に最長12週間拘留され、迅速な審査を受ける。

- ① 12週間以内の結論：審査は国境施設内で完結させ、却下された場合は即座に強制送還の手続きへと移行します。
- ② 安全な第三国への送還：本国だけでなく、渡航途中に通過した「安全な第三国」（チュニジアやトルコなど）へ送還する基準の緩和。

（３）柔軟な連帯（Solidarity Mechanism）の導入

● これまで加盟国間で激しい対立を生んでいた「難民の受け入れ割り当て（クォータ制）」に代わり、「受け入れるか、金を払うか」を選択できる新しい連帯の仕組みを導入。毎年、EU全体で最低3万人の受け入れ枠を設定し、各加盟国は以下のいずれかの方法で貢献する義務を負う。

- ① 難民の移送（受け入れ）：最前線の国（イタリアやギリシャなど）から難民を引き取る。
- ② 財政的貢献（拠出金）：受け入れを拒否する場合、引き取らなかった難民1人あたり2万ユーロ（約320万円）の拠出金をEUの基金に支払う。
- ③ 運用面での支援：職員の派遣や、国境管理のためのインフラ資金を提供する。

《本協定取り組みの今後（課題）》

（１）人権団体からの批判：子どもを含む難民申請者を国境の収容施設に事実上「監禁」することになるため、人権侵害や不当な拘留につながるとの厳しい批判あり。

（２）東欧の加盟国の反発：ポーランドやハンガリーなどは、「金を払わされること自体が主権の侵害である」として、拠出金の支払いや受け入れの義務化に今なお強く反発。但し、訴訟ではこれまで一貫してEU委員会の勝訴。

（３）実効性の疑問：難民申請を却下したとしても、本国や第三国が引き取りを拒否した場合、スムーズに強制送還ができるのかという実効性の課題が残る。すべては、EUと域外国との交渉次第。

→EUは今後、「壁を高くし、追い返すスピードを上げ、EUの外で処理する」という方向性を突き進む見込み。一方で、少子高齢化に伴う深刻な労働力不足を補うため、ITやグリーン産業などの「合法的な熟練労働者」の受け入れ枠は個別に拡大するという、二極化された戦略は日本と同様。

(7) 域外国との関係における共通安全保障・外交政策の深化

- 経済・通貨・財政同盟の統合深化の動きは、あくまでも、域内統合強化の動き
- では域外国との関係における統合深化とは何を意味するのか？
- **答えは、共通安全保障・外交政策の強化・深化**である

【EU共通安全保障・外交政策】

- 各加盟国の権限に属する外交、安全保障についても可能な限りEUとしての共通政策をとることにより、国際場裏においてEUとして統一的に行動することを目指すもの。決定は原則として全会一致で行われる。つまり、この分野においては、「超国家性」ではなく、**あくまでも加盟国間の合意を前提に、外交・安保政策の統一を深化させようとする取り組みである。**

【主要国別対応】

- ① **ロシア**：2014年ロシアによるクリミア併合以降、EUの対露政策の基本方針は「**批判的関与**」。ウクライナへの揺るぎない支持。
- ・ **ウクライナ侵攻後、EUとその加盟国は、ロシアの不当な軍事侵攻を断固として非難、制裁を継続。**

【EU主導の制裁の中身】

- ・ **金融・経済制裁**（ロシアの主要銀行を国際間決済ネットワーク（SWIFT）から排除、ロシア中央銀行の資産を凍結し、外貨準備の利用を制限等）
- ・ **エネルギー禁輸措置**（ロシア産原油の海上輸送による輸入の大半禁止、ロシア産LNG（液化天然ガス）の輸入禁止（段階的・計画的な実施）等）
- ・ **貿易・輸出入制限**（半導体などの先端技術や電子機器、航空機関連部品、特殊車両、トラックなど、軍事転用可能な産業・ハイテク製品の対口輸出を禁止、ロシアからの鉄鋼、アルミニウム、金などの重要産品や各種商品・原材料の輸入禁止）
- ・ **個別制裁（資産凍結・渡航禁止）**

2026年7月23日、EU理事会は第21弾となる対ロシア制裁を承認。ロシアの銀行部門と暗号資産（仮想通貨）ネットワークが主な対象で、過去4年間で最多となる170団体と48の個人を制裁指定。

日本の対ロシア制裁は、基本的にはG7（主要7カ国）の枠組みに緊密に協調しており、EUの制裁と「ほぼ同等の厳しさ」を維持。ただし、日本独自の地理的要因や安全保障環境の違い、特にエネルギー依存度の違いによって、いくつかの部分で濃淡あり。

分野	EU（欧州連合）の措置	日本の措置（外為法ベース）
金融決済	SWIFTからの排除、中央銀行の資産凍結。暗号資産の規制強化。	EUと同調。主要銀行の資産凍結、SWIFT排除への参加。
軍事・ハイテク輸出	半導体、先端技術、軍事転用可能な工業製品の全面的輸出禁止。	EUと同調。経産省による電子機器、半導体、工作機械等の輸出禁止。
原油（プライスキャップ）	取引上限価格を導入。2025年に1バレル＝47.60ドルへ引き下げ。	EUと同調。G7協調に基づき、同様に47.60ドルへの引き下げを実施。
LNG（液化天然ガス）	段階的に輸入制限・禁止を強化。ロシア籍タンカーの利用禁止等。	独自の例外措置。日本の「サハリン2」権益を維持し、例外としてLNG輸入を継続。
一般企業の輸出入	ロシアからの鉄鋼、アルミニウム、高級品の輸入を広範に禁止。	ロシアへの乗用車（中古車含む）の輸出制限、一部木材やウォッカの輸入禁止。
迂回（抜け穴）対策	第20・21弾等の制裁で第三国企業（中国や中央アジア等）を直接制裁。	政府告示（外務省）により、ロシア支援を行う第三国の特定団体への輸出禁止などを随時追加。

②**北朝鮮**: 度重なる北朝鮮による弾道ミサイル発射等の挑発的行動については、E Uとしても明確な非難のメッセージを発出。また、北朝鮮人権状況決議の共同提案国であると共に、開発途上国等に対して、国連安保理決議の履行を働きかけ。

③**イラン**: 2018年5月のトランプ政権による核合意（JCPOA）離脱後、同合意の保証人たるE Uとして核合意の維持の重要性を主張し、イランに対しても自制を求め続けている。E Uは、E3（英仏独）と共に右合意の再建に向けた米イラン間の仲介役を務めており、2021年4月以降ウィーンでの間接協議を複数回実施。しかし、第二期トランプ政権の誕生により、両国間の対立が極限まで激化し、現在は軍事衝突とその後の泥沼化した停戦交渉という深刻状況。

④**米国**: 2025年1月のトランプ政権誕生を受けて、「Make America Great Again」を基本政策とするトランプ政権に対する基本姿勢は、あくまでも米欧同盟関係を基礎に、安定的連携を模索。米同盟国である、日本やカナダ、英国と同様の課題に直面。→経済の予測可能性を維持するための戦略的な譲歩と、欧州の規制面および領土上の主権を断固として擁護することの微妙なバランス→以下の4点に集約

- 1) 2025年7月貿易枠組み（The Turnberry Deal）を通じた「関与と予測可能性」（26年7月発効）
 - ・米国産工業製品の輸入に対するすべての関税を撤廃し、ノ・センシティブ農産食品の市場アクセスの改善
- 2) 「Guardrails」（防護柵）と規制上の自律性の確保：EUが主権的な意思決定プロセスや規制の整合性を犠牲にすることはしないという立場
- 3) “Allies don’t threaten to interfere in the domestic political choices of their allies.”
（政治的干渉と主権への脅威への反撃）グリーンランドについても如何なる妥協もしないとの立場。
- 4) 「依存」から「自立」への加速（欧州の戦略的自立への移行）
 - ・EUは、後退しつつある、あるいは不安定な米国の安全保障の傘に対するヘッジ策として、加盟国に対し、国内の軍事能力を劇的に拡充し、欧州防衛回廊に向けた協調的な資金調達体制を確立するよう積極的に働きかけている。

⑤ 中国

(以下、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が、2023年3月30日、訪中の前に行った政策スピーチから読み解く)

1) 対中基本認識

● EUの対中認識の基本：中国はこの20年間、グローバル化の勝者であり、最大の受益者。あくまでも共産党独裁という政治システムを堅持しつつ、経済分野については、中国が市場経済システムを受容したことを意味（“社会主義的市場経済”、“国家資本主義”）

●しかし、市場経済の受容は、極めて不十分なもの。投資規制の内外無差別、国有企業優遇策、或いは、強制技術移転に関する政策について、EU、米国、日本の立場は共通。「価値」の分野においても、香港、ウイグルに関する中国の政策を厳しく批判。

2) 中国の戦略的意図とは何か？

●基本認識として、中国の全体的な戦略姿勢が非常に意図的に硬化しており、ますます自己主張的な行動を強めている。

●ウクライナ侵攻に対する実質的なロシア支援

●中国は対内的に抑圧的に、対外的に自己主張の強化

●対世界戦略：建国100周年(2049年)までに「総合的な国力と国際的影響力」（経済力及び軍事力）において世界をリードする国家を目指す

3) 中国の対外戦略についての3つの結論

1) 中国の国家建設の形：「改革開放」の時代から、「安全保障と統制」を基盤とする新時代に移行したということ

2) 国際貿易ルール・メイキングの論理：安全保障と管理の必要性が、自由市場と自由貿易の論理に取って代わる

3) 世界秩序の代替的なビジョン（中国を中心とした国際秩序の体系的な変化）の実現

・ 中華民族の使命感によって形作られた世界観

・ 個人の権利が国家の安全保障に従属させられ、政治的・市民的権利より安全保障と経済が優先される

・ 上海協力機構(2001年)、一帯一路（the Belt and Road）構想、AIIB(アジアインフラ銀行;2013年提唱、16年発足)

4) EUの対中戦略

i) 第一の柱：協力及び競争のパートナーとしての中国（外交的リスク回避の戦略）

● 貿易、金融、気候、持続可能な開発、保健といったグローバルな問題について、パートナーとして共に取り組んでいく。そのためには、双方が「競争」・「協力」する中で、恩恵を受けることのできる制度やシステムの強化・構築を目指す。中国との外交的安定と開かれたコミュニケーションを確保することが極めて重要

● その手法は、**デリスキング（derisking）**であって**デカップリング**ではない、**デカップリング**は**実行不可能**、**EUと中国**の関係は白か黒かではなく、私たちの対応も白か黒かではない。→2024年のG7広島サミットの首脳宣言の「デリスキング」はEU主導。

● グローバルな課題の中で、気候変動、自然保護、国際水域における生物多様性を保護、パンデミックへの備え、核不拡散、世界金融の安定性など、協力のパートナーたりうる。

ii) 第二の柱：経済的なリスク回避

● 中国が軍事部門と商業部門を明確に融合させている状況（特定の機密技術、二重使用品、あるいは強制的な技術や知識の移転を伴う投資）を念頭に、貿易と投資がEU域内加盟国の経済と国家安全保障にとってリスクとなる分野を特定し、以下4分野においてリスク回避措置をとる。

● 第一：EU域内の経済と産業の競争力と回復力を高めること（注：24年9月のドラギ報告は欧州の競争力強化を提言）

→競争力を高めるために枢要なインプットについて、より独立性と多様性を高める必要がある

● 第二：既存の貿易手段のより有効な活用

● 第三：中国の政策変化に対応して、いくつかの重要な分野において新たな防衛手段を開発する

● 第四：G7やG20のパートナーとの連携（サプライチェーンの強靱性強化と貿易の多様化に役立つ連携）

(8) EUと国連との関係

●EUは国連で「強化されたオブザーバーの地位」を獲得。

・アラブ連盟や赤十字社などの通常のオブザーバーは、国連総会で加盟国の前で発言することができないが、EUは2011年5月3日に主要グループの代表の中で発言する権利を付与される。

・その内容は、主要グループの代表者間での討議、個々の加盟国に対する発言、決議案提案や修正案の提出、回答権、議事進行上の問題提起、文書の回覧など。ただし、EUには投票権も安保理への出席権もない。

・EUは、欧州理事会議長、外務・安全保障政策上級代表、欧州委員会、EU代表団によって代表されている。

●EUは、唯一の非国家参加者として、約50の国際的な国連協定に加盟(国際法を締結できる法人格を認められている)。持続可能な開発委員会、森林フォーラム、食糧農業機関にも全面的に参加。また、気候変動に関するサミットなど、特定の国連サミットには、サミットの主催を含めて全面的に参加。こうした、**国連サミットにおけるEUの発言は、27加盟国の合意(少なくとも、27か国は、国境を超越して意思決定した合意)であるだけに、単一の国連加盟国の発言よりも、重み、インパクト、影響力を持つし、益々発言力を増す可能性あり。**

(9) 統治機構改革と意思決定手続きの改革(統合深化に不可欠)

① 統治機構改革（容易ではないが）：民主的代表制の内実を高める

- ・ 欧州委員長の選出手続き：欧州委員長筆頭候補者(Spitzenkandidaten)制度の改善
- ・ 欧州議員の選挙手続き：国境を越えたEU全域区候補者リストの策定
- ・ 欧州委員長を欧州理事会議長を兼務させる

② 意思決定手続きの改革

- ・ 特別多数決原則（加盟国の55%の賛成票及びEU総人口の65%を代表する加盟国の賛成）はすでに確立（EU決定の80%は、特別多数決ルールで採択）。
- ・ 単純多数決(独自の手続規則の採択、事務総局の組織、条約に規定された委員会規則の採択など、手続事項において委員会に対し、調査または提案の提出を要請する場合)
- ・ 全会一致原則(加盟国が自国にとってセンシティブとみなしている以下の事項)
→これらの決定を多数決原理で採択できるようにする改革
 - ・ 共通外交・安全保障政策（制裁措置の採択等）
 - ・ 市民権（EU市民への新たな権利の付与）
 - ・ EU加盟間接税に関する国内法の調和
 - ・ EUの財政（自己資金、多年度財政枠組み）
 - ・ 司法・内政（欧州検察官、家族法、警察協力など）分野における特定の規定
 - ・ 社会保障および社会保護の分野における国内法との調和

10. おわりに(前EU代表部大使として訴えたいこと)

● 普遍的価値や文化を共有するEU加盟国27か国政府（4億5000万人の人口）による「総意」として紡ぎだされる政策は、議論のプロセスの透明性、民主性を基盤としているだけに、説得力あり。

→ 日EUのEPAとSPAを締結したということは、今や、日本とEUは、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有するパートナーであるということ。

● EUの経済分野での最重要政策は、グリーン・ディール（GX）とデジタル革命(DX)の推進

→ 産業競争力の強化

● EUのGXは、「2050年の排出ゼロ達成」と「経済成長」を両立させる「持続可能な成長戦略」（新たな産業政策の立案） → 日本も同じ課題に直面

● EUは、間違いなくこうした戦略的分野での国際標準作りを主導する。これに日本が出遅れることなく、共同でルール・メイキングを行うことが極めて重要。

● 트럼프政権への対応ぶりに関し、日本とEUが表向きギャング・アップすることは賢明ではない。中間選挙の結果如何にもよるが、静かな形で、米以外のG7+EUのミドルパワー国の連携を追求すべき。

→ 日本とEUは「規範的リアリズム外交」を担いうるパートナーであるということ。

今こそ、日本はEUとの戦略的連携・協働関係を具体的に深化させるべき。（了）

【追補 1：トランプ大統領のMAGA運動について】

(小職が訪日招待した米国保守系メディアの有力記者から聴取した内容)

● MAGA運動とは、「アメリカ・ファースト」の原則を中核とする、右派ポピュリストかつ国家保守主義的な政治運動であり、MAGA支持者は、トランプ大統領の岩盤支持者層といわれている。その中核的要素は4点。

- ① 移民政策:厳格な移民法執行を支持
- ② 貿易政策:従来 of 自由貿易を拒否し、保護主義と「互惠的」な貿易協定を支持
- ③ 外交政策:「世界の警察官」としての役割の縮小を求め、進行中の海外戦争（ウクライナなど）を迅速に終結させ、国内の利益に焦点を当てることを支持、同時に、欧州やアジアの同盟国（日本や韓国）に対し、防衛費の負担増を求める。
- ④ 文化政策:文化面におけるポリティカル・コレクトネスへの対抗を主題とし、過激な左翼イデオロギー、「ウォークネス」、そして文化的衰退と見なすものに対する文化的闘争の展開を支持、具体的には、反「ウォーク」政策として、連邦機関、大学、学校におけるDEI（多様性、公平性、包摂）プログラムの解消を要求。

● トランプ大統領がイランに対する軍事攻撃について：その意図がMAGA支持者には不明であり、この軍事衝突が長引けば長引くほどトランプ大統領に対する支持が弱まる可能性あり。

● トランプ大統領が、欧州の極右勢力を支持してきていることに関しては、来る4月12日のハンガリー総選挙は、欧州連合（EU）のみならずトランプ大統領にとって大きな意味がある、即ち、もしEU内でトランプ大統領の最も親密な同盟者と広く見なされているオルバン首相が敗北する場合には、トランプ大統領の対欧州政策およびイデオロギー的方針にとって重大な後退、即ち、オルバン首相の敗北は、EUにとっての勝利と見なされ、欧州の右派ポピュリスト勢力を支援しようとするトランプ大統領の取り組みにとって、直接的な打撃となる。

【追補2：トランプ政権の本質をどう理解すべきか？】

第一は、**リバランシングの要求**：第二次大戦後、米国が長い間、世界の他の国々に対して寛大で開放的すぎたとの思いである。米国は自身の国益を後回しにして、余りにも寛大な国際公共財（同盟国への安全保障・人道開発援助、更には、移民と財に開かれた米国市場）を提供してきたとの思いである。それゆえに、米国製造業の国際競争力は衰退・低下しており、移民・麻薬の流入により米国民の健康・安全・治安が侵されているという確信である。同盟国・同志国に対する米国の負担軽減要求、豊かで安全な米国を取り戻すための関税賦課・不法移民強制送還、更には、パリ協定・WHO・国連人権理事会脱退等の決定が導き出されるのである。

第二は、「**エリートによる官職独占**」への反発と「**主権者である全米有権者から選ばれた大統領の権限は、議会に優越する**」という思いであり、更には、「**民**」の経済活動に対する「**レッセ・フェール**」の信念である。イーロン・マスク率いる政府効率化省（DOGE）による連邦政府職員的大幅削減、米国際援助庁解体は、その最たる例であろう。

では、何故、再選されたのか？有権者は、上記のトランプの主張に共感したからこそ投票した、そして、その背景には、1980年代中葉から今日まで持続し続けている**新自由主義経済下で拡大続ける「所得・資産格差の拡大」**にある。ここに強烈な数字がある。2023年の米所得上位1%の全所得比率が20.7%であるのに対し、下位50%は、13.4%である。更に、資産保有比率は、35.5%対1.4%である。この不平等格差に対する有権者の憤怒こそが、現在の米国の分断をもたらしており、それこそが、**トランプ再選の原動力であったのではないか**と思えてならない（出典：World Inequality Database）。

では、我々がトランプ大統領2期目の船出から読み取るべきメッセージは何か。私は「米国には永遠の友も永遠の敵もない。国益によって導かれるのみ。」というメッセージであろうと思う。しかしこうも思う。米国は誰が大統領になろうと「大統領独裁国家」ではなく、自由と民主主義を体現する超大国である。私は、そこに希望を託す。

【参考資料：EUに関する小職の寄稿及び講演記録】

1. 2018年12月 寄稿「欧州の将来：英国のEU離脱を超えて」（霞関会HP論壇）
(<https://www.kasumigasekikai.or.jp/2018-12-03-3/>)
2. 2020年11月26日 講演「英国のEU離脱と最新のEU情勢」
(於：日本記者クラブ、2020年11月26日)
(<https://www.jnpc.or.jp/archive/conferences/35775/report>)
3. 2020年12月24日寄稿「英国のEU離脱、EUの将来、そして日EU関係」（霞関会HP論壇）
(<https://www.kasumigasekikai.or.jp/英国のEU離脱、EUの将来、そして日EU関係/>)
4. 2021年6月寄稿「英国のEU離脱と欧州の行方：『戦略的自立に向けて』」（JFIR World Review Vol.4）
(chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.jfir.or.jp/wp/wp-content/themes/JFIR_2021/pdf/210628wr4.pdf)
5. 2023年7月19日外国プレス・ブリーフィング（動画報告）「日本とEU」：“日EU関係の最近の進展と困難な時代における共同リーダーシップ”（ブリーファ：パケ欧州連合駐日特命全権大使・兒玉和夫 FPCJ理事長・前欧州連合本政府代表部 特命全権大使）
(<https://fpcj.jp/worldnews/briefings/p=104191/>)
6. 2023年8月掲載動画【第173回】私の外交論：EU大使の経験などを踏まえて
(兒玉和夫 × 山越厚志) (<https://www.youtube.com/watch?v=Y62U12eLmNs>)
7. 2024年12月15日 寄稿「欧州情勢の行方－英国のEU離脱、ロシアのウクライナ侵攻を乗り越えてEUはどこへ向かうのか？」（平和政策研究所政策オピニオン誌：
chromeextension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://ippjapan.org/pdf/Opinion307_KKodama.pdf)
8. 2025年10月6日 国際通貨研究所ウェビナー『現世界情勢下における日欧の課題と連携』
(小職はパネリストとして参加：https://www.iima.or.jp/info_active/webinar/2025/1006.html)

(ご案内)

【FPCJ創立50周年記念事業】

2026年国際ジャーナリスト会議

激変する世界とジャーナリズム ― グローバルサウスと日本：
国際秩序の再構築をどう捉え報じるか」

(2026年10月1日(木)開催)

https://fpcj.jp/assistance/symposiums_notice/p=129362/

=====

1. 第二次世界大戦後に形成された国際秩序は、国家間対立の深刻化、地政学的競争の激化、グローバルサウス諸国の台頭により、大きな転換点を迎えています。同時に、デジタル技術の進展と情報流通の加速により、偽情報や分断的ナラティブの拡散、報道への信頼の揺らぎなど、ジャーナリズムを取り巻く環境も大きく変化しています。

2. 本シンポジウムでは、欧米及びグローバルサウスで活躍する有力ジャーナリストを招へいし、日本のジャーナリストとともに、何故戦後80年にわたって構築されてきた国際秩序が揺らいでいるのか、その背景と理由についてまず「現状診断」として整理します。その上で、国連を中心とする国際機関、更には、G7・BRICS・上海協力機構等の協力枠組み、日本を含むミドルパワー、そしてメディアが果たし得る役割を「処方箋」として議論します。

3. あわせて、グローバルサウスを含む多様な地域的視点を共有することにより、日本の政策や社会の実像が海外でどのように伝わっているのかを検証し、日本の対外発信の課題と今後のあり方を探ります。

【日 時】 2026年10月1日（木）14:00-17:55（JST）
【形 式】 公開シンポジウム、ハイブリッド方式（会場及びオンライン）
【会 場】 日本プレスセンタービル 10階ホール
（[東京都千代田区内幸町2-2-1](#) 日本プレスセンタービル）
【主 催】 公益財団法人フォーリン・プレスセンター
【後 援】 外務省、読売新聞社、日本経済新聞社
【言 語】 日本語・英語（同時通訳）
【参加費】 無料
【プログラム】 ※全ての時間は日本時間（JST）表記。

13:30 受付開始

14:00-14:10 【オープニング】

主催者挨拶（公財）フォーリン・プレスセンター 理事長 兒玉 和夫

茂木外務大臣のビデオ・メッセージ

14:10-15:20 【第1セッション】：「世界は「力こそ正義」への時代に回帰しつつあるのか？」

15:20-15:35 コーヒーブレイク

15:35-16:45 【第2セッション】：「我々は何を為すべきか？メディアの役割/責任とは？」

16:45-17:20 【第3セッション】：「世界の中の日本：国際秩序の変化の中で日本は世界にどう報じられているか」

17:20-17:45 質疑応答

17:45-17:55 【クロージング】

■登壇者

- 秋田 浩之 日本経済新聞コメンテーター
- デシ・アンワール CNN インドネシア（**インドネシア**）TVディレクター兼シニアアンカー、ジャーナリスト
- カロール・バッタチャルジー ヒンドゥー紙（**インド**）上級編集長補佐
- ハビエル・ヘルナンデス ニューヨークタイムズ紙（**米国**）東京支局長
- 五十嵐 文 読売新聞論説副委員長
- 池上 彰 ジャーナリスト、FPCJ評議員
- 兒玉 和夫 公益財団法人フォーリン・プレスセンター理事長
- エドワード・ルース FT紙（**英国**）米国ニュース編集責任者・コラムニスト
- ロリバウ・サンタナ CNNブラジル（**ブラジル**）国際情勢アナリスト

※プログラム内容、時間、登壇者情報は、予告なく変更する場合がございます。

■お申込方法

1. 本会議は、会場またはオンラインでの参加が可能です。

<https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_00B82LeLRqan5l3dkY-BiQ#/registration>

2. 申込後すぐに自動で「確認メール」が< no-reply@zoom.us >から届きますので、受信できる設定にしてください。

3. 「確認メール」が届かないときは、「迷惑メール」や「ごみ箱」をご確認ください。見つからない場合は、再度お申込ください。 <お問い合わせ>（公財）フォーリン・プレスセンター 広報企画課 sympo@fpcjpn.or.jp

（了）